

# 予算特別委員会

令和7年3月13日

葛城市議会

## 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年3月13日(木) 午前9時30分 開会  
午後3時13分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	西川	善浩
〃	坂本	剛司
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本	佳史
議員	柴田	三乃
〃	松林	謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
人事課長	石田	智士
企画政策課長	西川	直孝
情報推進課長	駒井	康人
総務部長	林本	裕明
総務課長	吉村	浩尚
生活安全課長	野地	幸一郎
財務部長	米田	匡勝
財政課長	内蔵	清
税務課長	高松	和弘
市民生活部長	西川	勝也

保険課長	増井朋子
保健福祉部長	中井智恵
社会福祉課長	山岡邦啓
介護保険課長	田中美菜
健康増進課長	松本育子
こども未来創造部長	葛本章子
こども未来課長	西川修
子育て支援課長	油谷知之
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三
〃 主幹	鬼頭卓子
産業観光部長	植田和明
農林課長	吉田賢二
商工観光プロモーション課長	増田智宏
都市整備部長	安川博敏
都市計画課長	竹本淳逸
建設課長	西川好彦
教育部長	勝眞由美
教育総務課長	葛本康彦
学校教育課長兼	
学校給食センター所長	森本欣樹
学校教育課主幹	吉村賀央
生涯学習課主幹兼	
歴史博物館長	神庭滋
上下水道部長	井邑陽一
水道課長	奥田雅彦
下水道課長	稲田恭一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	神橋秀幸
〃	岩永睦治
〃	岸田聖士
〃	西邨さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第30号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について

議第31号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について

- 議第33号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第32号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第34号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第35号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について

開 会 午前9時30分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。3月議会も中盤に入りまして、明日から各学校でも卒業式が開かれる。今年度、令和6年も最後やなというところがあちこちで見受けられるようになってまいりました。本委員会も、令和6年度の予算特別委員会、補正に関して今年度最後の補正予算になるかと思えますけども、ご審議いただきますこと、よろしくお願いをいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。柴田議員さんです。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願い申し上げます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行については、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力お願いをいたします。

発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をください。

ここで予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認いたしたいと思えます。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごとに上程し、採決までを行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出、歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず歳出の1款、2款と、その歳出に関連する歳入、第2表の繰越明許費の部分について行いたいと思えます。そして、2款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。4款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5款、6款、7款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。7款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の8款、10款、11款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。そして、歳出の11款までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承をお願いいたします。

今申し上げましたこれまでのことについて、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議第30号、令和6年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております議第30号、令和6年度葛城市一般会計補正予算(第8号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,567万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億1,236万円とするものでございます。第2条では繰越明許費の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正でございます。上段の2款総務費、住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業から下段の8款教育費、幼稚園管理事業までの9事業につきまして、金額で4億7,422万円を令和6年度から令和7年度へ繰越明許費の設定を行うものでございます。

続いて、補正予算書の7ページをお願いいたします。第3表は地方債補正でございます。1の追加では、幼稚園管理事業で限度額は180万円でございます。2の変更でございます。歳出事業費等の補正に伴いまして、限度額の補正を行うものでございます。補正前の限度額に総額で1,800万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、13ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書より、各款の主な補正予算についてご説明を申し上げます。各款を通じまして、ほとんどが減額補正でございます。主な内容といたしましては、年度末であることから、事業費の確定に伴う不用額や契約差金の減額、また、増額補正につきましては、国の補正予算に伴うものや事業費の精算による国や県への返還金などがございます。増額となっている補正予算の中から抜粋してご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2款総務費でございます。1項1目一般管理費で、補正額は1,645万5,000円でございます。人件費では、退職手当特別負担金の増額でございます。続いて2項1目税務総務費で、補正額は500万円でございます。ふるさと応援寄附事業の増額となっております。

続きまして、17ページの中段をお願いいたします。3款民生費、1項4目障害者福祉費で、補正額は3,038万3,000円でございます。主には自立支援給付事業の増額でございます。下段の2項1目児童福祉総務費で補正額は488万7,000円の減額でございますが、子ども医療扶助事業におきましては1,000万円の増額となっております。

18ページの下段をお願いいたします。2目児童措置費で補正額は2,269万9,000円で、子ど

ものための教育・保育給付事業で5,903万2,000円の増額でございます。

続きまして、20ページの下段をお願いいたします。9日子育て世帯生活支援特別給付金事業費で補正額は188万6,000円、事業精算に伴う国庫補助金返還金でございます。

続いて、21ページの上段でございます。4項2目扶助費で、補正額は122万1,000円でございます。生活保護費支給事業の増額となっております。

続いて、23ページの中段をお願いいたします。5款農林商工費、1項10目団体営土地改良事業費で補正額は8,642万9,000円で、主に国の補正予算に伴うものでございます。

続いて、24ページの中段、6款土木費、2項4目国鉄・坊城線整備事業費で、補正額は196万円で、こちらも国の補正予算に伴うものでございます。

続いて、26ページの中段をお願いいたします。7款消防費、1項4目災害対策費で、補正額は7,617万2,000円でございます。国の補正予算に伴うもので、備品におきましては防災資機材等を購入するものでございます。

26ページの下段から27ページの上段でございます。8款教育費、1項2目事務局費で、補正額は1,842万7,000円の減額でございますが、学校給食特別会計への繰出金は増額となっております。

続きまして、2項1目学校管理費で、補正額は1億6,820万3,000円でございます。小学校管理事業で国の補正予算に伴う増額となっております。

続きまして、28ページの下段でございます。4項1目幼稚園管理費で、補正額は909万2,000円でございます。幼稚園管理事業、また、子ども・子育て支援事業で、国の補正予算などによるものでございます。

29ページの下段でございます。11款諸支出金、1項2目減債基金費で補正額は5,987万6,000円、3目公共施設整備基金費で補正額は1億7,970万1,000円で、それぞれ基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書は8ページから12ページにかけてでございます。

なお、14款の国庫支出金や15款の県支出金、また、21款の市債につきましては、歳出補助対象事業費等の減額に伴う補正や、一方、増額では、国の補正予算に伴う補正などがございます。時間短縮の観点から説明のほうは簡略にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、8ページをお願いいたします。1款市税でございます。1項1目個人、2目法人、それから、2項1目固定資産税、4項1目市たばこ税について、それぞれ収納状況を勘案した中で増額するものでございます。10款の地方交付税でございます。1項1目地方交付税で、補正額は3億950万4,000円でございます。額の確定によるものでございます。

9ページ、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、補正額は108万8,000円の減額でございますが、国の補正予算に伴うものとしたしましては、新しい地方経済生活環境創生交付金3,994万1,000円でございます。同じく6目の教育費国庫補助金で、補正額は4,855万7,000円でございます。国の補正予算に伴うものとしたしましては、学校施設環境改善交付

金事業補助金でございます。

続いて、10ページ中段をお願いいたします。15款の県支出金で、2項4目農林商工費県補助金で補正額は8,295万円で、こちらも県の補正予算に伴うものとしたしましては、団体営土地改良事業補助金8,624万4,000円でございます。下段の17款寄附金、1項2目ふるさと応援寄附事業で、補正額は1,000万円でございます。寄附額の上振れを見込んでいるところでございます。

11ページの上段をお願いいたします。18款の繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、4億3,211万3,000円の減額でございます。

続きまして、19款の繰越金でございます。1項1目繰越金では、補正額は2億4,189万1,000円でございます。

続いて12ページ、21款の市債につきましては、主なもので、下段の1項6目消防債で補正額は2,310万円、7目の教育債で補正額は8,910万円でございます。それぞれ国の補正予算に伴うものでございます。

以上、一般会計補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ありがとうございます。

ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

冒頭でご説明申し上げたとおり、歳出の1款、2款と、その歳出に関連する歳入、第2表の繰越明許費の部分についての質疑を行います。

委員の方をお願いしたいと思います。ページ数をきちっと述べていただいてからご質問に入られるよう、お願いをいたします。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

吉村委員。

**吉村委員** おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず私からは、予算書の13ページについて2つと、それから14ページについて1つ質問いたします。

まず、13ページ、2款1項1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金の退職手当特別負担金の分なんですけれども、今回補正で1,982万1,000円と、2,000万円弱ということなんです。令和5年度増額分は3,000万円余りありましたんで、前年の令和4年度が1,500万円程度でしたんで、それに比べて倍増したんですけれども、令和6年度の増額分は令和5年度に比べておよそ1,000万円ほど減っております。増額の理由につきましては、令和6年度も恐らく新たに退職者が出たものと考えますけれども、人数等について聞かせていただけたらと思います。

それから、同じく2款1項1目の12節委託料、職員採用試験委託料が176万3,000円の減額となっております。減額の理由、1つは契約差金等もあろうかと思えますけれども、恐らく当初見込分よりも受験者が減ったことがあるんじゃないかなというふうに拝察するわけなんですけれども、具体的に、当初これぐらい見込んでいましたよということと、それから、実際

この人数ですよということをお聞かせ願いたいと思います。

それから次、14ページの2款1項8目自治振興費、18節負担金補助及び交付金、公共バス運行事業の中の奈良交通路線別負担金というものです。これが372万3,000円の減額となっております。当初予算が657万4,000円ですから、半分以上減額されております。この理由についてお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしく願いいたします。

1つ目の質問の退職手当特別負担金1,982万1,000円の理由についてなんですけれども、こちらにつきましては、当初予算では定年退職者4名分の予算を計上しておりましたが、年度途中で新たな退職者が出まして、結局、12名分の特別退職手当負担金分を補正するものでございます。去年との差額というお話もあったかと思うんですが、令和5年度につきましては、当初では定年退職者がゼロの計算でしておりましたので、その後12名、令和5年も12名分の退職手当負担金を予算計上したものでございます。

2つ目の採用試験の減額理由についてなんですけれども、こちらにつきましては、1次試験、テストセンター方式を用いておりますが、当初予算では400人分を見込んでおりました。こちらにつきましては過去のピーク時の応募人数を見込んでおったんですが、実際、試験の受験者は181人でありまして、その分の差額でございます。また、当初では2次試験を小論文を実施する予定でおりました。その委託分があったんですけれども、実際のところ2次試験は小論文ではなく集団面接試験という方法に変えましたので、その費用も併せて減額するものでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

まず、この負担金につきましては、奈良交通が運行を行っている路線バスについて、それぞれの路線について、奈良交通の経常損益分を国と県の補助金及び沿線市町村からの負担金で補てんするものであります。沿線市町村の負担金というのは、路線距離に応じて各市町村で割合を決定して、負担金という形で補助をしているものであります。葛城市においては2系統ございまして、中部E1という高田五條線という系統と中部E2という系統、高田五條線、八木新宮線、八木五條線のこの2系統が対象になっております。今回負担金が減額した理由といたしましては、奈良交通の経常損益が当初見込みより改善されたこと、及び国、県の補助金が当初見込んでいたよりも増額されたものが理由となっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今、まず退職手当特別負担金、こちらにつきましては、令和5年度は当初見込みよりもかなり増えたけども、最初から令和6年度は見込んでいたということもあるということですね。承知しました。

退職とか転職とか、次のステージに行くために、夢をかなえるために辞めるということでしたら当然問題ないわけなんですけれども、職場に不満があるとか、仕事にやりがいを持っていないとかいうことになると、これは問題かなというふうに思います。これについて既にいろいろ対応をされているということで、1つは係長制度ですね、これの相談体制が令和5年度から始まっているということは承知をしておりますが、もう一つ気になるのが、メンター・メンティー制度も活用されていると思いますけれども、現状、これらでどのような効果があったのかなと、メンター・メンティー制度について、これについてお聞かせ願えたらと思います。

それから、2つ目の職員採用試験委託料は、2次試験で試験方法を変えられたんですね。これも減額の理由で入っているということ承知しました。

まず、受験者数、どうしても近年、増えたり、減ったり、あるいはというのがあると思うんですが、受験者数の近年の動向、これをお聞かせ願いたいのと、あと、受験者増につなげるためにどういった工夫とかされているか、取り組んでおられることあれば、お教え願いたいと思います。

それから、あと、公共バス運行事業のほうなんですけど、バス路線の経常損益、これが改善されたというふうに先ほど伺いました。そうなってくると、私も経営していますので、いわゆる費用面とか販管費とかを下げはったんかなとも思うし、あるいは運賃収入が増えたのかなとも思うんですが、この辺り理由をお聞かせ願えたらと思います。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

1つ目のメンター・メンティー制度についてご説明させていただきます。メンター・メンティー制度は令和2年度より導入しております。新規採用職員に対して先輩職員を相談相手としてあらかじめ指名し、交流機会を得ることで、職員の不安というような、また別途、メンターメンティー双方の成長を促すということで取組をしておるところでございます。そういった気軽に相談できるような先輩を設定することによって、メンタル面でも和らぎであったり、職員が安心した職場環境づくりの手助けになっているのかなというふうに理解しております。

令和6年度につきましては、メンター制度、先輩の職員のほう、こちらを希望制といたしますか、そちらのほうに変えさせていただきました。ですので、より効果的な方法を工夫しながら進めているところでございます。

あわせて、係長制度のほうもご説明させてもらえたらと思うんですけれども、こちらは令和5年度より導入しております。こちらにつきましても、係長がリーダーシップを発揮しチームをまとめることで、係内の協力や助け合いの文化が根づいてきたのかなというところで、実際、係長制度というのが、まだ2年目ではありますが、実感としてうまく機能しているのかなというふうに考えております。

次に、職員の採用試験の動向についてなんですけれども、当初予算は400人で見込んでおって、実際は181人ということで、そこは見込み誤りではあったんですが、令和5年度の実

施試験よりは、実は63人受験者数が増えております。こちらにつきましては、採用試験の前倒しを実施いたしました。それにより増えたのかなというふうに考えてはおるんですけれども、また来年度、令和7年度より、職員採用管理システムの導入も予定しておりますので、その管理システムによって職員採用の専用ページというのも開設ができることとなります。また、応募者との直接の連絡であったり、受験者との直接の連絡というのもそのページを使うことによってできますので、そういったことを利用しながら、また、応募しやすい環境であったり、葛城市の魅力であったりというのを発信しながら、優秀な職員の確保につなげていきたいと考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、経常費用につきましては、やはり近年のガソリンの高騰とかもございますので、若干は増えておるところでございます。それ以上に運賃収入、こちらがかなり増えておりまして、運賃収入がだいぶ増えているということは、利用者も回復しているんじゃないかということは何っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。メンター・メンティー制度についても令和2年度から導入されているんですけども、令和6年度、また更に改善されているというふうなことで、効果が上がっているということで、引き続き、また職場環境改善、よろしくお願いいたしますと思います。

それからあと、採用試験につきましても、やっぱり前倒し効果あるんですね。それによって63人も増えているということで、これは非常に評価できるかなというふうに思います。また、専用ページを開設されるということで、これも期待をしたいというふうに思います。

それからあと、公共バスについても、運賃収入が増えたって、これは非常にいいことだと思いますので、また引き続き努力していただきますようお願いいたします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 1点関連でお願いします。13ページの退職手当特別負担金のところですが、2款1項1目ですけれども、退職者の内訳についてお伺いしたいと思います。内訳については、例えば定年退職、途中退職があらうと思いますけれども、中途退職の場合は、把握されているんだしたら、入職年数ごとで大体、例えば5年までで何人とか、区切って把握されていたらそれで教えていただきたいんですが、なければ年齢別でも構いません。お願いします。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

先ほど言いました特別負担金の退職者12名の内訳なんですが、自己都合が4名、年代を言わせてもらいます。50代1名、40代2名、30代1名の4名でございます。任期満了1人、

こちらは20代でございます。定年退職、こちらが5名になっております。全員60代。勸奨退職2名。こちらは2人とも50代ということでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

先ほど吉村委員の質問の中で、途中で辞める、不本意ながらいろんな事情で辞めるということはこの間、できるだけ改善していかせたいということで議会もお願いして、先ほどいろんな制度で取り組んでおられるということで、ありがとうございます。今後、できたら入職ごとに、例えば本当に早い段階で辞められるのか、あるいはこれから中間管理職の段階で辞められるのか、もうちょっと細かく把握していただいて、きめ細かな対応をしていただけたらと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

増田委員。

**増田委員** 関連でお願いします。4名の自己都合ということ、私、聞き漏らしたら補正していただきたいんですけど、想定より退職者が増えたということで補正を組んでいただいている。先ほどいろんな対策を講じていただいているということで、その効果が現れているのかというのがこれだけで読み取れないんです。伝わってこないんです。係長等の新しい採用も対策として講じていただいているということはすごく分かるんですけども、どうなんですか、係長制度を引いたことによる効果というのは現れているというふうにお思いなのかどうか、お聞かせください。

**藤井本委員長** 先ほど答えられていますけど、より詳しくお願いします。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

自己都合の4名ということなんですけれども、恐らく職場内にいろいろ不満であったり、そういったことによるものというお話かなと思うんですが、自己都合の方は、例えば健康上の都合であったり、家族の都合であったり、そういった様々な事情がありますので、例えば職場内での対策で全てが、これがゼロになるということではないので、そこら辺は難しいかなと、人数を減らすというのは難しいかなと考えております。

係長制度につきましては、まだ2年目になります。いろいろな工夫をしながら進めているところではございますが、先ほども言いましたように実感として、責任感であったり、また、部下をフォローするという文化が根づいてきたかなというふうに理解しておりますので、若手の離職については効果があるというふうに理解しております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 私は実情が分からないんですけども、係長制度を引いたことで、より負担の増える職員を増やしただけに、負担分散をするという目的もあるかと思うんです。フォローできる体制を、

ピラミッドがより広くなったというのは分からんでもないんですけど、係長にその負担が増えたというふうなことがなかったらいいんですけども、例えば係長は残業手当云々とかというところに、一般職の場合と違うんですよね。そういうところで新しく係長制度を引いたと。残業が増えた。当然管理職に入りますので、そういった負担の幅が広まったというふうなことにならないんかどうかということなんです。そこで逃げている。

要するに、先日の私、委員会でもお話ししましたように、パイが適正なんかどうかなんですよね。仕事量に対する人の数というものが、ベースがね。それが窮屈であれば、抜本的な人材確保っていいですか、人員確保をするべき。市長もおっしゃられましたけども、人材というのは非常に多くのコストの1つであると。コストは分かるんですけども、必要な投資で私はあると思うんで、そのところを抜本的に変えないと、今自己都合で退職された方の数字というのは私、減らせないと思うんです。そこへ来るんじゃないかなと。だから、もう一度、適正人員数、仕事量というもののシミュレーション、計算を基本的にするべきじゃないかな。そうじゃないと、負担が大きくなる、自己都合でギブアップみたいな形が毎年毎年出てくるんじゃないかなと思うんで、その辺の市長か副市長でもお答えしていただいたら結構かと。基本的な大きな問題やと思うんで、お聞きします。

**藤井本委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。ただいまの増田委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり係長制度、令和5年から実施をさせていただきました。まず、係長は残業手当は出るんです。管理職手当という手当は出ません。課長補佐は管理職手当が出ますという部分で、言うていきますと、課長補佐はあくまでも課長を補佐するポジションなんです。その職階が全てをまた見るんですね。課長は当然課の中全て見ます。課長補佐も一応課長を補佐する立場なんで、全てを見ます。かなりの負担がかかります、この2人にはね。それを細分化した形で係長制度を引いた。より細かな行政サービスが展開できるという部分で、私どもは係長制度を引かしていただいて、市民の皆さんによりよいサービスを提供しようということとさせていただきます。

あと、人数配置ですね。その件に関しましては、退職等ありましたら、その分を翌年度で補うとかといったそういう形で適正な人員配置はしているつもりではありますけども、途中退職となりますと、やはりどっかでその方たちの埋め合わせをしなくてはいけないという部分では会計年度任用職員を臨時で雇ってしているという部分もあるんですけども、会計年度に頼るわけにもいかないという部分ではまたその翌年に新しい職員を募集して、適正な人員配置を目指しているところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 私の訴えていることがなかなか伝わりにくいかなと思うんです。私は、果たして今おられる職員さんで、8時から5時の勤務時間に十分仕事をこなせる量を超えている、要するに人数が基本的に足りないんじゃないかな。会計年度任用職員でフォローしているというふうなお話でございます。もう一回、各課で、高い低いありますよ。時間内にこなせるところ。ほん

じゃ、仕事量の多いところと少ないところ、シーズンの偏りもありますよ、分かりますよ。分散する方法も以前に考えていただいた。今もやっています。部署を横断して、2部署に分かれて仕事を持たれる方も今もおられますけど、もっともっと平準化をするというのも1つです。それから、全体的に1人の仕事量を何かの計算ではかられて、標準からいくとこの財政基盤も含めて、これでこの人数で全体の仕事が果たしてこなせる量なんかという基本的な計算をもう一度やっていただいて、職員の人数適正化というのを私をはかる機会を一度検討していただくことも必要なというふうにお願いだけして、3回目ですんで、お願いだけしておきます。

**藤井本委員長** いいですか。答弁漏れって、通じてないという話があったけども、自己都合で辞められた方が4人おられるところから端を発してんねけど、その中で適正な人数ですかと、係長制度は負担になってないですかという質問やったけども、係長制度は負担になってないということだけども、適正人数ですか、どのようにお考えですかということなので、そこを端的にお答えいただけないですか。

高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいいたします。

適正な配置、常に我々も考えているところなんですけど、人事の配置と組織の構成、組織構成ですね、いろんな課がありますけど、その中でどのように配置するかいう2つの問題を同時に整理する必要があると考えております。その中で、課の中でどれだけの業務量があって、その中でどんだけの人間、課長、課長補佐、係長、その他職員というのを配置する人数を、適正人数というのを分析する必要があると考えています。その中で他の自治体の類似団体の人数であったり、人事ヒアリングを毎年行っておりまして、業務量調査も行う中で、分析しながら進めておるといのが現実の状況でございます。それで、適正配置というのが職員のスキルによって変わる部分も出てきますので、その要因も加味して分析する必要があるというのが現実にあると思っておりますので、引き続き研究する必要があるということで、よろしくお願ひします。

**藤井本委員長** ありがとうございます。

ほかに質疑ないですか。

奥本議長。

**奥本議長** 今もろもろご意見を聞いておりまして、これは人事の在り方に関連する問題かと思うんです、やはり。先ほどこの話は出ませんでしたけど、勸奨2人というのは、これは一体どこに原因があるんか。自己都合がこんだけあるということは、個人的な情報のことはなかなかお話しできないのは分かるんですけども、やはりメンター制度とかいうて、職員さんがうまく仕事ができる環境、あるいは相談に乗るとい制度がある中で、いろんなところ、自己都合の中に職場のいろんな不満とか、自分の意に沿わないというところがあるんじゃないかと。そこをどういふふうで解消していくかというのが人事の在り方になるんです。もしも、この間の話にもありましたラスパイレス指数の問題で、先ほどほかの自治体と比較というかおっしゃっていましたけども、比較して、こんだけの業務量でこんだけの見合う仕事をやっている

るにもかかわらず、なかなか自分の希望するような金額じゃないかなという理由が含まれているのであれば、そこも考えていかんとあかんと。この人事の補正に出てくる数字というか人数というのは、非常に意味が深いと思うんです。そこを分析した上で次につなげていく。勸奨もそうですけども、それを研修で補えるのであれば、それに見合った十分な研修をする必要もありますし、もっと分析した上で何がいいか。いろんな意味で退職者が出るのは仕方ないけども、ただ、それを最小限に持っていくということではできるはずなんです。そこを今後考えていっていただきたいなと思います。

**藤井本委員長** 議長としての要望でよろしいですか。

**奥本議長** はい、要望で。

**藤井本委員長** 次、進みますね。

川村委員。

**川村委員** 関連ということで、自己都合の退職の要因なんですけども、内部分析のことばかり言っているんですけども、県内の12市でこの離職率というか、こういうのを外部との比較というか、今の傾向というかね。最近、いろいろと転職転職というようなサイトも結構あって、そういう世の中の、すごく昔やったら1回就職すると定年までという意識が多かったんですけども、最近、転職ブームとは言いませんけども、そういうことも要因しているのかと。要するに内部分析のことだけじゃなくて、今全体に他市がどんな状況にあるのかというのは、全体的なことも考えた中で分析というのもされていますか。

**藤井本委員長** それで質問いいですか。ほかの市、傾向が葛城市と、全体的なものなのか、ほかをどういうふうに把握されているかというところでお答えください。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いします。

他市の状況、例えば調査であったりというのはございませんので、そういった正確なことというのは比較できません。ただ、そういった情報交換といいますか、交流の際にそういった話題は出ます。おっしゃったように若手職員の離職、どちらかというとなんか転職、それが多いと。それをまたどうやってというようなお話は出てきます。ただ、正直効果的な方法というのはないというのは、今共通の人事担当者でのお話になっております。あわせて、話は変わりますが、採用についても、そこら辺の問題点といいますか、ところというのは共通しておるのが現実でございます、他市町村と話していても。葛城市だけの問題というよりも、やっぱりそういった地方自治体共通の課題かなというふうに理解しております。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 分析されている中で傾向というか、数字では出てないけれども。だから、それでいて対策がないというのは県全体も、またもちろんうちとしても、対策がないというて、そういうので終わってしまったら駄目やと思うんです。どう魅力をつくっていくかと。もちろん先ほどラスパイレスも、うちとしては大きな要因があると思います。これから、今後、若手も入ってきていただかないと、全体に退職していく流れになっていくわけですから、非常に重大な

問題やと思います。

今小論文とかをやめて集団面接に変えたとか、もちろん小論文が必要なかったという理由もよう分からへんのですけど、なぜやめたのかというところも併せて2問目として答えていただきたいんですけども、その方の思いとか、公務員という志望にかける思いとかいうのをどうやって、要するに情報として入れ込むかということは大事なことやと思うんですけど、小論文、もうやめました、面接にしました。面接って何分ですかね。小論文というのはなかなかそこに秘められている思いというのが結構あると思うんですけども、その理由を教えてください。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。

小論文をやめた理由なんですけれども、小論文、実はいろいろと対策というか、準備ができていく状況であるのかなというふうに判断いたしました。いうのがやはり勉強というか、準備を正直できるんですね。その準備をする能力というのも重要かと思うんですが、今我々が求めている職員というのは、会話の中で相手が何を言っているのかを理解する、聞く力、あと、自分の考えを適切に伝える力、言葉にする力というんですかね、そういうのを求めたかったわけでございます。そういった中で集団面接という形を取りながら、司会と面接官がいる中で1つのテーマを与えて、あなたはこれをどう思いますか、それをご自身の言葉でお伝えくださいというようなお話をさせてもらいました。

以上です。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 川村委員さんがおっしゃいました変更した理由の部分だけ補足させていただきますと、今、人事課長が申しましたように、まず知識だけ問う2次試験やったのを人物重視という形で、面接時間、1グループで30分ということで、それぞれ意見も求めまして、評価者も増やしまして、職員で対応しまして、変更させていただいたということで改めさせていただいたところですよ。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 言いつ放しなんですけども、私、その人の個人の情報を獲得していくツールというのは、手厚くいろいろやるほうがいいと思うんです。今、結構、公務員志望のためにトレーニングをすることであるんですよ。そういうところは結構、要するに言葉で発するトレーニングとか、その瞬間に自分をアピールするとか、そういうトレーニングというのはやるんですよ。そういうのにたけている人と、でも、文章で思いというのをしっかりつづっていくのも、これから全て文章で出していく中でのことですから、私はどこにもごまかしがないような状況をつくるというかね。私も経験しているんですけども、たくさんいっぱい課題を与えて、いろんな課題が集まってきたらぼろが出るんです、逆に。だから、そういう意味では採用に対して、退職とすごい採用の話になってしまいましたけども。そやけど、結局は退職させないような、退職しないような人をできるだけ採っていくというのが一番大事なこと

ですから、退職させないようにするためにどうしていくかということですから、また、いろいろ研究をしていただきたいと思います。意見ですけど、よろしくお願いします。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 1個だけ。新規百八十何人の方、試験を受けにこられて、辞めた方々の意見というのも大事やと思うんですけど、この方々は葛城市の市役所でなぜ働きたいのかとかというのは分析、そこが大事やと思うんですけど。新たに若い人たちの採用が大事って先ほどおっしゃった。僕もそう思いますけども、その方々、今おられる方々もそうですけども、今、葛城の市役所で働いている、市役所と限定できないですけども、それはどういう魅力があるのか、そこを伸ばしていくべきやと僕は思っているところもあるんですけども、そういう分析はされているんですかね。話が外れてしまうんですけども。

**藤井本委員長** 採用のところもあったからいいです。

**杉本副委員長** ここにおる皆さんが一人一人言ってもうてもええ勢いなんですよね。私はこういう理由でやってますみたいな。それが若い方々に、年代によって違うと思うんですけども、そういった理由って。ほんで、若い方々は特にこれからしっかり力を入れやなあかんのかなと思うんですけども、多分年代によっていろいろ変わってくると思うんですけども。その辺の分析できてんのかなと思うんですよ。これって将来的に長い目で見たら、そこが一番大事になってくる。そこが欠けたらいらなくなるってことでしょう。いろんな様々な理由があるにしたって。その辺の分析ができてんのかなと思うんですけども。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 杉本副委員長のご質問なんですけど、実際のところ階層別研修でそういうことが必要だという意識はあるんですけど、細かく聞き取るというところまでできてないのが現実の状況でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 課題として、一遍そこは一旦整理していただきたい。大きくでもいいと思うんですけども、年齢別であったり。どういう職に就いているからこうというの、続ける魅力というのはお金だけじゃない部分もあるし、葛城の職員になる理由はこれなんですよというのが逆に分かっていけば、もっと対策もできるのかなと思うんで、また次聞かせてもらいますので、対策をお願いしておきます。

以上です。

**藤井本委員長** 関連ないですか。これに関していろんなご意見をいただきましたので、要望等もございましたので、その件よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑ないですか。

坂本委員。

**坂本委員** 15ページの2款総務費、1目税務総務費のふるさと応援寄附事業500万の件ですけれども、これはふるさと納税に関する補正ということでよろしいでしょうか。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いたします。

そうでございます。

以上です。

藤井本委員長 それでいいです。

坂本委員。

坂本委員 ということは、補正予算を組まれるということは、当初よりふるさと納税が多くなったということで、それで、ふるさと納税をやってもらうカードで決済される方の手数料、それが20万、ポータルサイトの掲載手数料、ポータルサイトというのは何に掲載されているのかも教えてもらいたいなと思うところがあります。

12節委託料、ふるさと応援寄附事務委託料400万、これは先ほど申しましたように、当初よりふるさと納税が多かったために返礼品を送るような、そういう事務手数料が400万欲しいということなのか、お聞きします。

藤井本委員長 端的で結構です。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の質問でございます。当初より多くなったということでの増額の補正でございます。また、ポータルサイトにつきましては、現在、11種類のポータルサイトに掲載させていただいております。

2つ目も、収入が増えるということに対しましての増額の支出の補正でございます。

以上です。

(発言する者あり)

増田商工観光プロモーション課長 すみません。寄附金が増額するというに伴いまして、400万の増額につきましては事務委託料ですね。内訳といたしましては、返礼品代であったりとか、返礼品代の送料に係る分であったりとか、業者さんに対する委託料であったりとか、こういったところに関するものでございます。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ふるさと納税がこのように補正に上がってきて、多くなったというのは大変喜ばしいことだと思っております。何らかの努力とか、ポータルサイトに掲載されてそれがうまくかかったんか分かりませんが、ふるさと納税が葛城市にとって増えたということはよかったなと、そのように思います。これは意見だけ。

藤井本委員長 ほかに。関連。

吉村委員。

吉村委員 ふるさと納税の寄附金額が増えたということは、本当にこれは喜ばしいこと、ご努力もされた結果だなというふうには思うんですけども、返礼品についてお伺いをしたいんですけども、

ども、葛城市、今までお米とか、あと、例えばイチゴの古都華とか、そういった農産物とかを返礼品で出されていると思うんですが、今、米不足という問題が出ています。それから、あと農作物についても気候変動とかで不作とかいうような心配があるかと思うんですが、葛城市の返礼品につきましては、この間、このようなことで影響等を受けたということはありましたでしょうか。

**藤井本委員長** 増田課長。

**増田商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの米不足問題でございますが、葛城市、令和6年度におきまして、お米に対する寄附申込みが297件、779万4,000円の寄附がございました。全国的な米不足というところの影響を受けまして、実際のところ2月末時点で寄附の申込みを停止ということで、今現在しておるところでございます。非常に農作物、イチゴもそうなんですけれども、やっぱり天候による影響というのは大きく受けるところでございます。

以上です。

**藤井本委員長** なるほど。

吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。これは本当にやむを得ないですね。どうしてもないものは。

あと、これは原課というか、市長か副市長に何うのがいいのかなと思うんですけど、ふるさと納税によっていろんなものを出すことによって、例えばイチゴであるとかお米であるとか、そういったものは葛城市のブランドを売っているというところもあると思うので、市のブランディングというものにもつながるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、この辺りのお考えをお聞かせ願えたらと思います。

**藤井本委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの吉村委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ブランディングの件でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。ブランディング、言ってみますと葛城市にはこれしかないというような、そういったものが本当にあれば、私どももほんまありがたいなというふうに思っておるところなんですけども、悲しいかなまだそこまで至ってないのが現状でございます。今後、このブランディングにつきましては、この辺で一番、私が個人として思うのはイチゴとか、古都華であったり、いろんな種類ありますけども、こういったのを市全体として盛り上げて、それをふるさと納税に提供していく。葛城市といったらイチゴやかとかという、こういったブランディングも1つの方法なのかなというふうに思っておりまして、今後、そこは頑張って、ブランディングに向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ブランディングの件について今副市長からもお考えを伺いましたけれども、農業振興にもまたつながっていくと思いますので、総合的にいい影響が出るようにまた努めていただけた

らと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 関連ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。1つは、ふるさと応援寄附事業の中で、10ページのところですか、歳入のところで、17款1項2目1節でふるさと応援寄附金で1,000万円ほど予定されて、今議論になっております15ページの2款2項1目のふるさと応援寄附事務委託料、及び全体もそうですけど、役務費も入れると500万ということなので、大体1,000万の見込みに対して500万出ていくよという認識でいいわけですよね。それに対して歳入のほう戻りますけど、10ページですけれども、17款1項、今度は4目になりますけれども、総務費寄附金のところで、これはいわゆる企業版ふるさと納税だろうと思うんですけども、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金、これが110万ほどございます。これは、担当課が今いたんかどうかよう分からへんのやけど、総務のほうになるからええか分からないんですが、いたはりますか。それだったらお答えいただけると思うんですが、これの事務費ですね。何かその費用が発生するのかどうか。つまり、いわゆるふるさと納税については先ほど、約半分ほど事務費で出ていくんですけども、いわゆる企業版ふるさと納税と言われるもの、110万ほど見込んでおられるんですが、これの内訳、この110万がどういう内訳で、それに対する事務費とか計上されておられませんので、この寄附金の性格等を教えていただけたらと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金のまず内訳でございますが、増額した理由は、新たに9月以降に一旦300万の増額で予算を計上させていただきましたが、それ以降に2件、2社からまた寄附の申出があり歳入として受け入れたもので、その補正を行ったものでございます。寄附を受けた企業につきましては、大和信用金庫及び株式会社水処理管理センターというところになっております。

こちらにつきましては事務費が発生するかということなんですけども、こちらは発生しません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 同じふるさと納税とよく言われるものですが、企業版のほうは発生しないということとあります。今ありましたように途中で補正を行って、また最後2社と、補正ということで増えているんですけども、増えている理由、何らかの働きかけを葛城市としてやっておられるのかどうか。それと懸念するのは、こういう業者というのは、例えば市との事業との関係がある場合、こういう寄附がどうなのかということも気になりますので、今葛城市としてこの企業版ふるさと納税、これまでも奥本議長がこの件については熱心に取り上げられて、非常に有利だし、ぜひ広げていってくださいうふうなことを議会としても申し上げてきたと思うんですけども、その状況についてお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願ひいたします。

まず、大和信用金庫が寄附に至った経緯なんですけども、これにつきましては、令和6年7月に大和信用金庫と葛城市において、脱炭素への取組を促進することを目的とした連携協定を締結いたしました。それに基づいて、大和信用金庫さんから脱炭素への取組に対して寄附を受けたものでございます。

もう一つの株式会社水処理センターにつきましては、こちらにつきましては、法人のほうにご確認させていただいたんですけども、うちの葛城市の水道課のほうで保守点検を請け負っている業者であると伺っております。当該会社の会社方針として、取引のある市町村に対して寄附をするということと伺っておりますのでございます。

働きかけというところにつきましては、あまりまだできていないというところはございますけども、今後ここら辺は課題かなと考えておりますので、また、研究して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 葛城市の歳入にとってはいいことで寄附ということなんですけども、懸念するところは業者との関係で、多少なりとも連携協定とか取引関係があるということなんですけども、入札で適正な入札をされていたら特に問題はないと思うんですけども、例えば随意契約等になってくると非常に問題になろうかと思っておりますので、ここら辺は何らかの基準とかしてないと、業者は葛城市と関係をつくるために寄附というふうなことになってくると不透明なところが出てきますので、これは言いつ放しですけども、またご検討をお願いします。

藤井本委員長 言いつ放しだけど、答えられますか。企業の今おっしゃったようなそういう基準というか。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

そういうやましい点はございません。実際、水道課のほうにも確認したんですけども、ろ過機の保守点検ということで随意契約をしております。ただし、ろ過機を当初入れたメーカーでございますので、保守点検につきましてはやはりその業者でしかできないというちゃんとした随契理由がございますので、そういった不透明とか変なこととは一切ございません。

以上です。

藤井本委員長 そういう基準的なもんとかあるのかということ。

西川課長。

西川企画政策課長 すいません。申し訳ない。基準的には一切問題ございません。そういう取引があるとかそういったものは。条件として市内に本社がないということは条件になっておりますので、特にそういったものはございません。

藤井本委員長 次行きます。関連。

増田委員。

**増田委員** ふるさと納税の返礼品で、非常に副市長のほうから残念な答弁がありました。葛城市の農産物、ブランド化できるようなものが見当たらないと。私、市長にもう一回聞きますけども、そのようにお考えですか。日本一の農産物というような看板まで上がっているものもありながら、そういうようなものを認識していただけないというのは、私、農業関係者として非常に残念です。例えば、看板にあるように二輪菊であったり、ネギであったり、これは皆、奈良県一、日本一のランクです。酪農もありますよ。大正時代から行われている地域の特産品。これを地域の産業を活性化さすというのが、このふるさと納税の返礼品の市がメニューに出している理由であるというふうに思うんですよ。もしこういった地域の産業が衰退しているのであれば、やっぱり葛城市からそういった、もしないとすれば、減少しているとすれば、下支えをして、地域の産業を活性化して、返礼品に表へ出していってあげる、これも支援策の1つであるというふうに思うんですよ。そやから、ないというのはもう一度、ご答弁をやり直していただきたい。ほんまにないと思ったはるのか。

衰退して、今や風前のともしびであるというふうにお思いであれば、これをもっと復活させるための努力をしていただきたい。それがやっぱり市の役割ではないかなというふうに思うんです。ほかにもありますよ、葛城市が誇れる産業、たくさんありますよ。そういったものも含めて、ここに持ってくる、ここのメニューにどれだけのものが並んでいるか。逆に言うと、二輪菊のお話、私もよく聞くんです。どうおっしゃられるか言うと、「どこ行ったら買えるの」なんですよ。やっぱり欲しい人はおられる。日本一って書いてあったら、一遍買って食べてみたい、見てみたい、飾ってみたい、思ってもらうための看板なんです。ところが、消費につながらないというような現状なんで、しっかりこういったものに対する下支え、支援を市、やっていただきたいと思うんですけども、ご答弁お願いします。

**藤井本委員長** 副市長、さっきの思いというのはあまり差はないと思うんですけど、表現ですね。

東副市長。

**東 副市長** ただいまの増田委員さんの質問にお答えしたいと思います。

私の言葉足らずだったのかなというふうに思うわけでございますけれども、決して農業振興を下支えしないと言っているのではなくて、あくまでも委員さんおっしゃるとおりでございまして、やはりそういった葛城市の農産物で何かこうやってふるさと納税に出せるといったものがあれば、当然行政としては下支えをしながらブランディング化していくというようなニュアンスの言葉を私は申し上げた次第でございまして、決して衰退していくのを見ぬふりするのとか、そういった形では全然ございませんので、その辺はご理解賜りたいと思いますし、おっしゃるとおり、今後、吉村委員さんおっしゃいましたブランディング化に向けて、行政としては下支えもし、ブランディング化していきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ないって言うことはないやろと言うたはるので……。

**東 副市長** そういうこと。

藤井本委員長 そういうことですね。

増田委員。

増田委員 よろしくお願ひします。私、農産物のブランド認証制度、ほぼほぼ五、六年前から数回にわたって一般質問もさせていただいて、なかなか踏み切っていただけてないということなんです。ハードルはありますよ。この人の農産物がブランド認証して、この人が駄目やという判定基準が難しいとか、いろんな課題は私も聞いております。ただ、そういうことでできないでは困ります。なぜかという、奈良県も奈良県の農産物ブランド認証をやっていますよ。隣の高田市、高田市ですよ、高田市農産物生産高、葛城市の半分ですよ。それでも高田市ブランド5品目、今回6つ目も加わってブランド認証制度をやっているんですよ。だから、県内の農産物でもたくさん地域ブランド特産品化を進めておられるんで、そういう事例もいろいろ参考にしていただいて、早く葛城市ブランド認証制度を確立をしていただくようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに。関連。

奥本議長。

奥本議長 ふるさと応援寄附事業の増額ということで、事業が順調に進んでいるということは非常に喜ばしいなと思います。前副市長が旗振っていただいて、かなりこれに力を入れていただいて、葛城市も知名度も上がりつつあるなということは非常に評価できると思います。以前、市長はこの制度的には疑問があるとおっしゃっていたのは、要するに自治体が物品の販売者になってしまうというところの懸念があると思うんです。要は、ほかのところの市町に納めるはずの税収をこちらが奪うというところの側面があって、だから、3割基準とか総務省の注意が入ったりしているわけなんですけども、ただ、今後、実際は、そしたらこのふるさと応援事業にどうかじを切っていくかというところを今後進めていかんとあかんと思うんです。今現状、商工観光プロモーション課に一任しているじゃないですか。要するに、物品を売るだけのものじゃないんです。

柴田議員の一般質問にもありますし、杉本副委員長の一般質問もありましたけども、何かの事業、例えばTNR運動であるとか給食費の無償化、そこに対してこのふるさと応援寄附事業を使って寄附金を集めて事業をやる。そうやっているところにかじを切っている自治体が増えてきているわけなんです。となってくると、商工観光プロモーション課だけではなく、全庁的に縦断した上での対応が求められるわけなんです。そこに今後かじを切っていくと、いつまでもこれに頼っているだけでは、葛城市の知名度よりも葛城市の政策を評価してもらおうというところに割合を高めていくべきかなという感じはします。そうすることによって葛城市の評価というのが、いいまちという評価が高まってきますので、この制度もそういう形に使えるんですから、使っていく方向がいいかと思います。その1つの方法としては先ほどの企業版ふるさと納税、これなんかは事業に対しての寄附ですから、まさにそのとおりなんです。これも一応手を挙げる企業が出てきたということも喜ばしいことですし、これをふるさと応援寄附事業のほうにも広げていただくということを考えてほしいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 答えてもらいますか。市長、いけますか。

(発言する者あり)

**藤井本委員長** はい。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 一般質問で紹介させてもうたの学童の弁当とか、目的を持ってふるさと納税で集めてという自治体が増えていきますよって今議長おっしゃってて、その辺に関して、普通に考えればお金というのは色がついてないからどこへ使っても分からないですけど、そういう目的を持った事業にしていったら、葛城市にふるさと納税、こんな頑張っているんやったらしてみようという人が増えていきますよ、その辺に関してのお考えはどうですかって議長おっしゃっていると思うんです。その辺に関して、議長はアドバイザーの立場なので僕から改めて聞きますけれども、そういうことをして目的を持ってふるさと納税を集めるというふうなお考えはありますか。

**藤井本委員長** これは市長しか答えれないと思いますので、今のところのお考えで結構です。

阿古市長。

**阿古市長** ふるさと納税につきましては、何年もずっと議論をさせていただいておりました。制度設計が変わりましたことによって、葛城市はふるさと納税に積極的に参加をするという転換を行ったわけでございます。それに伴いまして寄附額も年々上がってきているわけなんですけども、その中で全体を見ますと、やはり返礼品の数に比例すると私は思っております。ですから、地域としてどのような返礼品を地場産業の中でつくっていただけるのかというところが、まず寄附金額が上がるというところやろうと思います。それがまず1つ、先ほど増田さんがおっしゃった部分も関わってくるのかなという理解の仕方しております。

それと、ふるさと納税につきましては、いろんな手法があると思います。ある種、一定の方向性を持たせた中での寄附を募るという考え方ももちろんございますので、総合的な判断でやっていきたいと考えております。非常に財源的には半分を、事務費という言い方はされましたけども、返礼品と事務手数料で50%以内という制約の中での制度でございますので、その制度の中でどういうやり方で寄附額が上がっていくのか、また、どういう手法が一番効果的なのかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** その目的をね。

(「それも考えます」の声あり)

**藤井本委員長** 今は持ってないけども、これから考えるということ。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ぜひ前を向いて、ちょっと違いますけどクラウドファンディングみたいな側面もあるんですね。例えばお肉が欲しいで買わはる人もおるんですけども、例えば学童のお弁当を保育施設でふるさと納税でやる、そこから出しますっていうんやったら、そんなことをやってるんやったらここで買ってみようという方が増えてきていますよ、今の世の中のはやりとして

はというのをお伝えしたかったんです。考えてみますというのは、ほんまに前を向いて考えていただきたい。これに使う、これに使う、これに使うのほうが、使用される方も、これやったら余計にふるさと納税してみようというふうな差が出てくる時代に突入しているような気がするんで、ぼやーとやったらそういうところがぼんぼんぼんぼん抜けていってしまうから、頑張っってやってほしいですって多分議長はおっしゃっていると思うんですよ。最初に言いましたけども、若干クラウドファンディングに似た姿勢になってきているんで、その辺は調査・研究を更によろしくお願いします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。関連。

谷原委員。

**谷原委員** 1つだけ。予算に関わることですので、先ほど要は返礼品も含めて、事務手数料も含めて50%、今回よく分かりやすいので聞いているんですけども、1,000万に対して500万出ていきますと。それに対して今、杉本副委員長とか議長がおっしゃったように、何らかの例えば要は政策目的に対して送る分については、これは事務費が発生するんですか、どの程度。返礼品が要るんですか。そこら辺なんです。だから、私は非常にそこら辺が、返礼品でふるさと納税という場合は半分は出ていくわけですよ。でも、例えば先ほどありました葛城市は学校給食無償化にしますので応援してくださいって、クラウドファンディング的なふるさと納税もできるわけですから、こういう場合はどうなるんですかと。返礼品とかそんなことをつけるわけじゃないと思うので。私は本当にふるさと納税のいろいろご意見があるんですが、そういう点では純粋に葛城市を応援していただくという方の寄附を募るのもいいかなと思うので、そこら辺がどうなっているのかお聞きしたいんです。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

クラウドファンディングと、さっき杉本副委員長が言ったはったやつはちょっと意味合いが違いまして、実際、うちでもふるさと納税の負担金を払って会には行ってるんですけども、奈良県内でも、ほかの自治体でも、こういった事業をするから寄附を募ってくださいと企業に募ることはありますので、今後うちもその点についても研究していきたいなと本当に考えているところなんで、今後ほんまにしっかり研究していきたいと思います。だから、ちょっと意味合いが……。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 理解していただけなかったようであれなんです、例えば政策目的、葛城市がこんな政策をしているから、ふるさと納税で応援してくださいというふうな場合がありますよね。その場合、返礼品は普通ないわけですよ。そしたらその場合に事務手数料というのは、例えばクレジットで払う方はクレジットぐらいの手数料とか要るのかもわからんし、逆に言うたらポータルサイトにそれを載せなければならなかったら、ポータルサイト費用が発生するとか、そこら辺がどういう感じなのかということをお聞きしたかったんです。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

まず、企業版ふるさと納税の部分で説明させていただくと、葛城市の政策目的がありまして、それに賛同した企業さんという形で寄附いただいている。1つの政策に対しての寄附事業を募集する場合の手法ということですかね。

その場合はクラウドファンディングの手法もあるし、いろんな手法があるんですが、そこはまだ整理ができていないのが現実ということで、よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 議論が物すごく高まっています。今補正予算で議論をしていますので、当初予算も同じメンバーで来週いきますから、補正ですから、今年度を終わらな来年度に入れなくて、今年度、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** じゃ、関連はないですけども、ほか。1款、2款、ないですか。

西川委員。

**西川委員** おはようございます。よろしくお願いします。

14ページの2款1項9目企画費、18節なんですけど、空き家対策補助金と移住・就業・起業支援事業、空き家対策のほうについては170万円減額、移住・就業・起業支援事業については400万減額されているということで、空き家対策のほう、件数は何件あったんですかねというところを教えてください。ほんで、移住・就業・起業支援事業については400万ということは、今年度400万つけて、まるっきりなかったということで理解させていただきます。ほんで、これ、毎回毎回使いにくい補助金になっています。この辺、今回400万また減額になって、また来年も、来年度のことも触れていったらあかんかもしれんけど、どう考えたはるのかなというところだけ1個お聞かせ願いたいです。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

まず、空き家の実績というところで、これまで50万円の2件ございましたので、100万円を執行しております。不用額の170万を減額するといった今補正でございます。

続きまして、移住・定住の促進事業の補助金なんですけども、おっしゃるとおり件数がございませんでした。実際、県と国の補助金を活用して、それに乗ってうちも一緒に補助しているというところなんで、その辺の縛りといいますか、補助対象要件になるということではなかなか厳しいというところはあるんですけども、この点についても同じように考えているんで、また、どういった方法がいいのかというのは研究していきたいと考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** まず、空き家の件なんですけど、今空き家、かなり葛城市も増えてきて、今度6年度と7年度にかけて今検討していただく策定をしていただいていると思うんですけど、まず市としたら空き家、特定空家までいかななくても、例えば、これは危ないなとかいうところの助言とかいうところはされていってるんですかね。2件今回ありましたけど、2件の申込みが

あって解体はされましたけど、その持ち主さんに対して、例えば「ここ、特定空家になる可能性ありますよ」とか、そういう助言とかというアプローチというのはされているんかというところを聞きたいですね。やっぱり倒れかかっているとかあると思うんですよ。そこに大体もちろん空き家やから住んだはらへんけど、隣近所は住んだはるわけですからね。そこに獣も住みついたりもするわけですね。そういうことで、苦情があってからじゃなくて、市として今いろいろ調べてくれたはると思いますけど、特定空家にば一んといきなりなかなか判定するというのは難しいんかもしれないですけど、例えば地主さんに、持ち主さんを調べるのも困難なところもあるのかもしれないですけど、助言をしていったりとか、特定空家になる可能性ありますよとか、そういうことをされてるんかなというところを聞きたいですね。

それと、移住・起業の支援事業については、先ほど課長からも、県と国のもちろんそれ、縛りがあるんです。これも関東圏からという縛りがあるって、そこにうまいことうちの葛城市の中で、表現は難しいですけど、全くそのままでいかなあかんのか、何か変えてできるものなのかというところまで県のほうに聞かれたことあるかなと。全くそのままのメニューで来ているわけです。それを、例えば葛城市の何かプラスアルファをつけて、もちろん県の要件も満たして、国の要件も満たして、葛城市としてもプラスアルファこういうふうにしますよというようなこととか、1回聞かれたことあるかなと。全部県、国からですねんというんじゃないで、市として1回もんで、こういうふうにできますかということってされたことあるかなと。ずっとこれ、ないんです。去年は1件かあったんですけどね。それはたまたまでしょうから、多分ね。その辺をお聞かせ願いたい。

**藤井本委員長** その2件。

西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

まずアプローチ、こちらからしているかということについては、現在、空き家の数もかなり多いので、少しできていないのが現状です。ただ、今2年かけて空き家計画の策定をつくらうと、今年は調査している段階ですんで、その辺りである程度、Eランクとか悪いランクというランクづけはできるのかなと思いますので、ただ、それが全て解体の補助金に合致するかというのはまた別の問題にはなってくると思いますので、その辺はまた計画をつくりながら検討していきたいと考えております。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

移住・就業・起業支援事業の部分で、西川委員おっしゃいました部分なんですけど、実際のところ令和4年に1件あった以来ないとおっしゃっているんで、どんなことを今後というところで、要綱自体は国から下りてきて県の元に来ているので、なかなかプラスアルファする部分も研究が必要かなと思います。葛城市独自で何か足せばという意味でおっしゃっているのは分かるんですけど、もう少し研究させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 空き家に関しては今調査していただいているので、解体に結びつくとか、もちろん応急度判定も必要になってきますし、その辺は解体に結びつくとかじゃなくて、やっぱりそこに判定が出たときに、出る前のほうがええんかなと思うんですけどね、僕は、いきなりA、B、Cとかでやる。そやから、そこの方にこういうふうな判定、判定というか、今危ないと思いますよとかいう助言とか、ほんでそこに指導を入れていくとかということは市としては必要なかなと思うところですね。ぜひともそれも検討はしていただきたいなと思います。

それと、移住・起業のほうについては、これはほんまに使いにくい補助金というのはもちろん皆さんはお分かりになっていると思うんですけど、プラスアルファ何か、国と県とに聞いて、もし葛城市でプラスしてもその補助金自体が切れませんよみたいなところというのができんのやったら、ほんまに使い勝手がよくなんのかなと思うんで、多分どこの市町も、これ、ほとんど使ってないと思いますよ。分からへんですけどね。多分むっちゃ使いにくいですからね。そやから、その辺も含めて考えて、ほかの市と連携してでもいいですし、考えていただけたらなというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 関連で。今の最後の西川委員さんの、これも僕も何回か言うたことあって、今西川委員おっしゃるとおり好評とは言えないんですけど、県から入っている4分の3、県はどない言うてるんですかね。バージョンアップするなり、どこで好評なんですかね、この補助金って。奈良県内の利用状況とか、全国的に見てこういうふうな使い方ですとかというふうになってないから、ずっと、それで大好評のところはどっかあるんですかね。僕も誰が使うんやろなと思うんですよ、正直。例えばこっちのほうでは人気がありますとかそういう調査をされてて、奈良県ではそんな使い方では無理ですわというふうな一定の結論を出さんと、毎年同じことをやっているわけじゃないですか。県はどない言うてるんですかね。どうしてくださいますかね。人気なかったら人気ないでいいですよみたいな扱いになっているんですかと思っちゃうんですけども。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

県は県でこの補助金の枠というのは持っておられるんです。実際、毎年すぐ締め切られるということは伺っております。その枠が何枠かというのは存じ上げてないんですけども、今資料を持ち合わせていけませんのでその辺は不明なんですけども、募集したらすぐ締め切られるというのは聞いています。今年も7月頃にもう募集を締め切ったということは。そやから、他市町村で実績というのはあると思う。特に吉野の方面であったりとかというのは、やはり東京の方が田舎暮らしをしたいとか、そういった面で使われることが多いかなと聞いておりますので、だから、全てが全て使いにくいものではないのかなという認識はしているところ

でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 大前提そういったところの方々の支援かなとは思いますが、そこで大好評で、葛城市ではどうなんってなってくるわけじゃないですか。それは次の予算でも多分上がってくる、質問に出ると思うんですよね。その辺の工夫というのは、そっちのほうで好評と言われたら、なるほどと言うしかないような気もすんねんけど、県全体でやられている支援なんで、葛城市のためにも微調整できるような、難しいけどやっていただきたいな。今のお話を聞いて難しそうやなと思ったけど、頑張ってやっていただかないと、ずっと、西川委員さんはたまたまやと言われて、たまたま1回当たただけというのも寂しい気がするんで、頑張ってやっていただきたいなと思うんで、それはまた本予算のほうでも言わせていただきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 当初予算でまた出てくるやろと思いますので、来年、7年度予算でね。

ほかにはないですか。

増田委員。

**増田委員** 関連でお願いします。空き家の50万の補助についてなんです。私の近くの地域は空き家で非常に問題になって、相続の関係もあってなかなか進まないというような理由があったと。恐らくそういった物件が非常に多くて、所有権がはっきりしない、おじいちゃんの代のもので、相続40軒ぐらい判をもらいに行かなあかんねんとか、そんな理由で放置をされて獣の住みかになっていると。こういった例がまあまあ多いのかなというふうに思うんです。実際は相続したとしても、その相続人が自らが解体をする場合に、この50万というのは私、支給されると思うんです。ところが、老朽化した空き家のまま、例えば、確認だけしたいんですけども、不動産業者さんに転売されると。こういった場合にはこの50万の補助対象にはなるんですか、ならないんですか。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

こちらにつきましてはあくまで解体の補助金ということなので、例えば転売した人がまた申し込まれて、空き家の解体の補助を申請されて、不良度判定の点数に合致すれば、もちろん解体の補助金は出ます。購入された人に対してじゃなくて、あくまで解体の補助を申請された方に出ますので、そういう認識であるということは……。

(発言する者あり)

**西川企画政策課長** 所有者ですね。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 所有者であれば補助対象になると。それが市外の業者さんであっても出ると。所有者がね。ということは、アナウンスするとき、葛城市民の方、解体するとき補助金が出ますよ、これも対象となります。ところが、そういう開発業者さんに対しても、出ますよと。所有権

が移って購入されて、その物件を解体する場合には出ますよと。アナウンス先としてもそこもありですよ。新たに開発される業者さんの負担軽減になる。どういうことかという、非常に老朽化した家を持っていると。価値なんです。解体費用がこんだけ発生しますんで、土地代と差引きしてこうなりますよって。その中に50万入ってないです。ところが、市から50万出ますので、あなたの評価はプラス50万で、これだけで購入しましょう。もともとの所有者さんの負担が軽くなるんですよ。ところが、そんなこと言わないですよ、業者さんね。解体にこんだけかかりますよ。だから、土地の評価と差引きして。

極端な例を言いましょうか。土地の評価が100万です。解体費用100万です。差引きゼロ円の評価ですというふうな物件もあるんです。私、そういうのを聞いて、これは大変な時代やなど。物件ただやというのめあかんから、1万円という評価をされてんというふうな方もおられるんですよ。そういうようなことも含めて、今老朽化している家をお持ちの方の支援になるような50万の使い道というのをやってもらわんと、この2件であまり効果を出しているというふうに評価できないんで、この余っているお金というのは空き家対策に直結する問題ですんで、市にとっては余った予算、残。ところが予算を組んでいるんです。事業効果としては執行していただくことが空き家が減るということにつながりますので、その辺のPRも周知も含めてお願いします。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

答弁になるか分からないですけど、空き家のまず解体補助について、建物の所在地が市内というのがまず前提にありまして、そこで相談いただいて、それで不良度判定という流れになりますので、そのときに所有者の整理をさせていただいているのが現状です。その中で解体費用と資産価値も含めて、実際相談に来ていただいているというのが前提になっていたらいいんですけど、なかなかそこは至ってない部分があるというご指摘かなと思いますので、その部分については、また分かりやすく説明できるようにさせていただきたいと思います。

あと、補足で、所有者につきましては、個人でもなく事業者についても可能な要綱になっておりますので、引き続き検討させていただきます。

以上です。

**藤井本委員長** いいですか。ほかに1款、2款ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、2款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えと休憩を取らせていただきます。11時25分再開いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の18ページについて2つお伺いをいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の12委託料、保育士派遣業務委託料が980万円の減額になっております。令和5年度が4,000万円ぐらいだったので4分の1程度に圧縮されているということは、私は率直に言うていい傾向かなというふうに思うんですけれども、この減額理由についてお伺いをいたします。

それからあと、同じく民生費なんですが、2項2目19節扶助費、子どものための教育・保育給付費についてお伺いします。5,903万2,000円ですね。令和6年度の12月議会の予算委員会でも質問をさせてもらって、この給付金につきましては民間保育園などに給付される運営費だというふうに私、理解しておりますけれども、今回の増額理由、これについてお伺いをいたします。

**藤井本委員長** 2点。西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の保育士派遣業務の減額についてでございます。こちらのほうは、当初6名、7時間45分の勤務で243日間で当初予算を見込んでおりました。現在、実際のところ、4.75人となる見込みでございます。また、勤務時間についても当初7時間45分勤務を基本としておりましたが、7時間勤務を希望する方がいたことや、年度途中からの契約となった方がいたこと等により不用額を減額しております。よろしくお願ひいたします。

2点目についてでございます。子どものための教育・保育給付費の増額の件でございますが、こちらは令和6年度の人事勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、公定価格が引き上げられたため、必要な経費を増額しております。公定価格の算定に当たりましては、人件費、事業費、管理費について対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定しておる内容となっております。

よろしくお願ひいたします。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。

まず、保育士派遣業務委託料につきましては、もともと6名で予定していたのが4.75名、それから、短時間勤務を希望されている方もいらっしゃるということで、その要望に沿ったということで承知しました。これで不用額があったということはよく分かりましたけれども、どうしてもこちらが希望する人数というか、これを派遣してもらえないわけじゃないと思うんですけど、状況についてお聞かせ願えたらと思います。

それからあと、子どものための教育・保育給付につきましては、公定価格の引上げがあったということを理解いたしました。公定価格の引上げについて、具体的にどれぐらいの影響があったのかということと、それからあと、人勧ですので、人件費の改定率等が分かれば、それも併せてお答え願いたいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。

まず、1点目の希望する人数を派遣してもらえているかどうかというお問い合わせでございます。委員おっしゃるとおり、必ずしも葛城市への勤務を希望して登録していただいている保育士が常におられるというわけではございません。派遣していただいている保育士が育児休業を取得するというご事情もございます。常時こちらの需要に応じてもらえるような状態ではないんですが、派遣会社と連携を密にしながら、保育士の確保に努めているところでございます。

2点目の公定価格の影響についてでございます。こちらはこども家庭庁より、令和6年度の人事勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率は10.7%と発表されています。昨年度比の約2倍となっております。過去最大の改定率となっております。現計予算と比較すると、補正額5,903万2,000円は6.1%の伸びになっておりますが、先ほどの10.7%は前年度最終の公定価格の比較となっております。現計予算の公定価格は新年度予算版に置き換えておりますので、葛城市に影響額は8.5%ぐらいと想定しておりますが、今回予算計上しております新たに開園した民間こども園等に係る事業費分など、少し幅を持たせて計上したということもございまして、最終的には6.1%の伸びになったところでございます。

よろしくお願いたします。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。

子どものための教育・保育給付費につきましては、人件費の改定率が10.7%、かなり大きかったんですけども、減額要因もあったので、プラマイでということこの補正額になったということで承知しました。

それからあと、保育士派遣業務委託料については、かなりいろいろと手だてを講じて努力してもらっているということ承知しました。また、引き続きどうぞよろしくお願したいと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願いたします。17ページです。3款民生費、1項4目19節になります。自立支援給付事業におきまして2,970万余りの増額補正となっておりますけれども、事業内容及び増額の理由についてお聞かせください。

次は19ページになります。19ページ、3款民生費、2項4目1節の認定こども園運営事業に関連して2つお聞きいたします。1つは1節の報酬です。777万円ほどの減額補正となっておりますけれども、これについては必要な職員の補充ができなかったということなのか。700万余りというかなり大きな報酬費の減額になっておりますので、その理由についてお伺いします。

それから、10節の需用費、給食材料費であります。今材料費が高騰しているんで、それで68万ほど増額補正ということでありましょうけれども、ここでお伺いしたいんですが、認定こども園の場合は、1号認定の方、それから2号認定の方がいらっしゃいます。いわゆる幼

稚園の教育を受ける方、それから保育所のサービスを受ける方、2つあると思うんですが、この給食材料費の扱い、給食の扱いはどうなっているのかということについて確認させてください。

以上、3点です。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問ありました訓練等給付費でございます。こちらは障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスでありまして、障がいのある方が自立した生活を営むための訓練や就労に向けた訓練、そういうものを提供するサービスとなります。こちらについて当初予算を上回ったということで、この増加の理由なんですけども、特に決定的な理由というのがなかなか見当たらないところなんですけども、利用する方、量が年々多くなっておりまして、令和6年度においては過去3年の平均の伸び率を見ましても、それ以上上回っているような状況となっております。就労ということで、近年では申請される方のお話を聞いておりますと、ハローワークでこういうのがあるよというようところで紹介されて来られるといった方もいらっしゃるというようところも聞いております。あとは、サービスに対するハードルも低くなっているというところで、こちら年々、今年度については想定以上に増加したというようところがございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川子ども未来課長** 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、認定こども園の報酬、会計年度任用職員に係る分でございます。こちらに関しましては、当初28名の採用を予定をしておりましたが、保育士のほうは22名、6名のマイナス、看護師については3名を募集する予定をしておりましたが、実際は2名となっており、マイナス1名となっております。その分に係る減額となっております。

続きまして、給食費の増額についてでございます。こちらは委員ご指摘のとおり、物価高騰によります材料費等の高騰によります部分の補正をさせていただいております。聞いている1号認定、2号認定のご負担、給食費の額ですが、1号認定に関しましては3,500円、2号認定につきましては5,500円を徴収させていただいております。よろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 最初の自立支援給付事業については、周知も含めて、あるいはハードルも低くなっていることで応募者が増えていると。かなりの増額補正になっていきますので、新年度の予算等も含めて、今後、見込みですね、やはり増額傾向が続いていくというふうにお考えなのか、そこだけお聞かせ願えないでしょうか。これが1つですね。

それから、認定こども園のほうですけれども、28名採用予定で、実際できたのは保育士で22名で6名減、それから看護師3名のところが2名減、1名しかできなかったということですね。そういう状態にあるということなんですけども、このことについて必要な人員だから、

多分予算を立てられたと思うんですね。それが確保できなかったということの手当て、これは今どうなっているのかということをお聞きいたします。

それから、給食材料費の高騰分の補助ですけど、私が聞きたかったのは、両方とも取りあえず今年度については値上げをして、材料費については両方とも市から材料費高騰分は負担して、今、給食費金額をおっしゃいましたけど、これは変化ないということでしょうか。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。

今後の訓練等給付の見込みというところでございますが、コロナ等も経ましていろんな推移があったんですが、やはり年々こちらについては増加傾向というようになっております。障がいを持たれる方の社会参加の促進というところで、事業所も増えておりますので、いろんな幅が広がっているという反面、給付費については今後も懸念していく必要があるのかなというところで考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。

まず、採用できなかった職員に関してその分手当てできているかというご質問であったかと思えます。まず、この採用に関しましては、保育所における先生方の勤務の形態、終日勤務される方がおられれば、早朝とか、あるいは延長分、いろいろな方がおられますが、主に早朝とか夜の分、延長に係る分が不足しているような状況の中で手当てできていなかった状況ではございますが、その分に関しましては今おられる先生方でシフトを組みながら、何とか運営できている状態でございます。

2点目の給食費につきましては、今年度は給食費のほうを引き上げることなく5,500円、1号認定につきましては3,500円、その状態でやらせていただいている状況でございます。

よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 簡単に意見だけ、1点だけ申し上げておきます。認定こども園の人員の採用の問題です。

結局、今おられる方々に負担がかかるということで、これはこれで大変なことですので、先ほどの処遇改善で吉村委員の発言もありましたけど、国のほうは人事院勧告の改定でかなり保育士のほうの引上げもやって、保育士の待遇改善、看護師もそうなんですけども。ところが、葛城市の場合、私、看護師さんの募集があるので、ぜひいうことで知り合いの方に声をかけるんですよ。これはぜひ葛城市として専門職を欲しいと思うから声をかけるんですが、採用条件を見られて、こんな給料ではやっていかれへんわというか、やっぱりかなり差があるんですよ、看護師さんの場合はね、医療機関に勤めるのと。だから、私は基本的に給与表を専門職は別にすると。給与表そのものを行政職とは別にして、これは県なんかでも、市立でも病院関係を持っているところはそうなんですけれども、やはりそれぐらいやらないと、私は今おられる方さえも辞めていく、しんどくてですね、すごく忙しいからこんなや

っとられん、ほかの条件のいいところへ行くわとなるので、私は待遇改善についてはもうちょっと真剣に、こういう専門職の方については給与表を新たに設定するなり、抜本的な改革をお願いしたいと。これは意見です。

**藤井本委員長** ご意見です。

ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

**吉村委員** では、今度は予算書21ページから22ページにかけての分なんですけど、4款衛生費なんですけど、1項5目母子保健事業費、12節委託料なんです。妊婦健康診査委託料と、それから妊婦健康診査負担金それぞれ130万円と23万円なんですけれども、これらにつきましては妊婦健康診査に係る予算だというふうに思いますけれども、増額補正する理由、これについてお聞かせ願えたらと思います。

それからもう一つ、22ページ、これは6目出産・子育て応援交付金事業費の12節委託料なんですけど、健康管理システム改修委託料71万5,000円なんです。システム改修委託料として、このタイミングで予算要求される理由について、これをお聞かせ願えますでしょうか。

**藤井本委員長** 松本課長。

**松本健康増進課長** 健康増進課の松本です。よろしく申し上げます。

妊婦健康診査委託料につきましては、内訳としまして3つの委託料が含まれております。妊婦健康診査委託料と妊婦歯科健診委託料、そして妊娠判定委託料のこの3つが入っております。そのうちの妊婦健康診査委託料につきまして、利用者数、利用件数ですね、それが増加したこと、また、1人当たりの平均利用額が若干増加したために増額補正するものでございます。件数といたしましては、当初予算では360人を見込んでおりましたが、実績等を考慮いたしまして380人に、また、1人当たりの平均利用額は、約5万5,000円と見込んでおりましたが約5万6,000円と見込みのほうを増やしました。

続きまして、妊婦健康診査負担金の23万円のことでございますけれども、先ほどの委託料は県内の医療機関等で受診された場合の健診費用を医療機関に払うものでございますが、こちらの負担金につきましては、県外の医療機関等で受診された場合、一旦受診者に健診費用を自己負担していただきまして、後日、市に申請いただいて、償還で助成するものとなっております。こちらにつきましては、当初の想定40人というのは変わらないんですけれども、こちら実績を踏まえました結果、1人当たりの平均利用額が約4万5,000円から5万1,000円と見込みのほうを増やしまして、23万円の増額補正するものでございます。

次に、システム改修委託料です。71万5,000円ですけれども、こちらのほうは現在実施しております出産・子育て応援交付金でございますが、これが令和7年4月1日より妊婦のための支援給付という法律に基づく制度として実施されます。それに対応するためのシステム改修費用となっております。この時期に予算要求するのはなぜかということですが、令和6年12月20日の国こども家庭庁の通知におきまして、令和6年度出産・子育て応援交付金交付要綱が一部改正されまして、事業実施に必要なシステム改修の補助金が新たに追加されました。補助率は10分の10です。令和7年度には国からの補助はないと示されております

ので、現行の健康管理システムのほうを改修するため、今回3月に増額補正要求しております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今お答えいただいた中で妊婦健康診査委託料、これが件数を360人から380人に見込みを増やしたということですね。これについて、妊娠届数とかが、これが増えているということになるんですかね。これ、お答えいただきたいのと、また、妊婦健康診査負担金の1人当たりの平均利用額が委託料より低い理由をお答えいただけたらと思います。

それからあと、健康管理システム改修委託料につきましては、繰越明許費のほうにも出産・子育て応援交付金事業71万5,000円と出ていますが、この理由と、また、妊婦のための支援給付、これは出産・子育て応援給付から具体的にどのような変更があるのかどうか、これについてお聞かせ願えたらと思います。

**藤井本委員長** 松本課長。

**松本健康増進課長** 受診件数ですけれども、こちらのほうは妊娠届出数が増えているかということですけれども、妊娠期間のほうは10か月間ございますので、今年度の妊娠届出数だけではなく、前年度の妊娠届出状況によっても件数は変わってきます。当初、令和5年度よりは下がるかと思っておりましたが、秋頃から利用者の増加のほうが見られましたので、結果といたしましては、令和6年度の見込みといたしましては5年度の実績と同程度になるものかと考えております。

続きまして、負担金ですけれども、委託料よりなぜ低いのかというご質問ですけれども、この負担金につきましては、県外の医療機関等での受診時に助成するためのものですけれども、里帰り出産などで県外で戻られるまでの間、県内において受診されることから、1人当たり平均利用額については委託料よりも負担金のほうが低くなることになります。同様の理由で、1人当たり平均利用額はその年によって変化はいたします。

3つ目ですけれども、システム改修費の71万5,000円の繰越明許費とさせていただいている理由ですけれども、現行の健康管理システムの保守のベンダーに確認しましたところ、国の方針のほうは確定するのがまだで遅くなっておりますので、令和6年度中に改修を行うことが困難であるということでもありますので、令和7年度に繰越しを上げさせていただきました。

妊婦のための支援給付についてですけれども、妊娠届出時に面談して5万円、出産後に面談して5万円を給付するという出産・子育て応援給付金の給付の仕組みのほうは、基本的なところに変更はございません。

以上となります。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** よく分かりました。妊婦さんも里帰り出産とかそれぞれの事情があるので、それによって変化するということを理解いたしました。人数も変わってない、あるいはちょっと増えるかもしれないということで、妊娠されている方が安心して出産されますように、引き続き対応を

よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

川村委員。

**川村委員** よろしく願いいたします。ページ数、20ページです。私も3款民生費の2項児童福祉費、8目のこども・若者サポートセンター事業の中の22節償還金、利子及び割引料の中の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金、増額になっているんですけども、どういった事業であるのかということ、私もこの辺りの詳しい説明をいただきたいんですけども、お願いいたします。1点だけ。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

ただいまの川村委員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金につきまして、いろいろなメニューがございますが、まず1つは医療的ケア児等総合支援事業に関わりまして、看護師に係る費用が当初の見込みよりも少なかったための補正と、あと、こどもSOS等総合支援体制整備事業に係る臨床心理士の報酬につきまして、見込みよりも少なかった分、合わせて130万円を返金するものでございます。

以上です。

**藤井本委員長** これの内容と。

川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** ただいまのご説明で足りなかったところを補足させていただきます。

児童虐待防止対策等総合支援事業補助金の中には、児童虐待防止対策支援事業、これは市町村の相談体制整備事業でありましたり、あるいはヤングケアラー支援体制強化事業、地域障害児支援体制強化事業、医療的ケア児総合支援事業、こどものSOS相談体制整備事業等が含まれております。

**藤井本委員長** それが増えたわけでしょう。返還やね。それについての。

川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** 当初、福祉事業が停滞しないように予算額に対して補助金を受けておりまして、毎年、それに対して実績額との差額を返金するものでございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 理解いたしました。まず、医療的ケア児とかの看護師、それを確保していくということに非常に難儀している状況やという答弁ですね。実際にそれによって医療的ケア児の受入れというのが困難になっている、要するに待機に出ているのかということ、1つお答えいただきたいのと、こどもSOSに対しての臨床心理士が足りないということですけども、実際にこども・若者センターで、今こういった事業も含めて、予算に見積もっていただいている臨床心理士の人数の確保というのは当然予定されてて、確保できなかったということではない

んですかね。その辺りが、返還するということは予算があって、今言うている臨床心理士の確保の部分と看護師の確保の部分なのかなと思った。その辺りの説明をもうちょっと詳しくしていただきたいんですけど。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。

まず、医療ケアを必要とする子どもさんの受入れに関して、看護師の採用をお願いしているわけでございます。現在なんですけども、正職員は1名おります。それと、会計年度任用職員が5名おりますが、まず、フルで勤務していただいている状況ではございません。なので、受入れをご希望、例えば医療ケアを必要とするお子様が毎日1週間通いたいというふうにおっしゃられたとしても、看護師1人だけでお預かりするというわけではなくて、看護師が2人、3人いる中の体制の中で、もちろん看護師に休憩とかも必要ですので、複数名で当たるといようなシフトを組ませていただいております。その中で、今現在、受け入れさせていただいている医療ケアを必要とする方が数名おられます。また、来年度になりますけども、4月から2名のお子様を受けさせていただく準備を進めているところではございます。

昨日、委員会のほうで、民間保育所で来年希望される方1人、通常待機になっているというふうには申し上げましたが、そのように民間保育所では確保できない場合はそのような状態も発生しているような状況でございますが、会計年度にかかわらず、正規の職員につきましても積極的に採用を進めている状況ではございますので、今後もそれに沿って進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。

今現在、公立保育所で待機というふうな方はおられません。民間保育所で来年度1名発生する状況でございます。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。言葉足らずで申し訳ございません。

こどもSOS等相談支援体制整備事業に係る臨床心理士の報酬等の返金の件でございますが、臨床心理士が確保できなかったわけではございませんで、11月からの人件費としてこの補助金を充てて申請をしていたのですが、実際に補助として充てられていただけましたのが12月からの人件費として適用されましたために、そのために補助金の差額ができましたので、返還するという流れになっております。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** まず臨床心理士のほうは1か月の差の分やね。11月からって確保しようと思っていたんですけども実際は12月から充てたということで、1か月の差異ということの返還であると。もう1点、看護師さんの確保、医療的ケア児を受け入れてもらうということに対しては非常に前進していただいたということは、私も感謝させてもらいたいと思います。今待機もないと

いうことで、これから今言うているようにシフトをつくって、1人体制ではとてもできないという形で数名の確保をしていくということ、非常に手厚い医療的ケア児の受入体制ということになってきたなど、努力していただいて、ぜひとも確保を目指していただいて、誰一人取り残さないというその観点から、皆さん本当に親御さんは希望されています。みんなが等しく保育を受けられるような体制を、これからもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 質疑ないようですので、歳出の4款までの質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を1時半といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、歳出の5款、6款、7款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の24ページと25ページ、それを1つずつ質問いたします。

まず24ページ、6款土木費の2項4目国鉄・坊城線整備事業の12節委託料、測量設計等委託料196万円についてお伺いいたします。この196万円分の増額について、繰越明許費でも1,100万円計上されていますが、この事業の具体的な内容、これをお聞かせ願えますでしょうか。

それからあと、25ページ、これの4項都市計画費、3目公園管理費の12節委託料、測量設計等委託料、これが当初予算が710万円あったのに対して330万円の予算減少というふうになっているんですが、当初予算で説明いただいた屋敷山公園の遊具の更新のことだと思うんですけども、減額になった理由についてお聞かせください。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 建設課の西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま吉村委員の質問に対してご説明させていただきます。事業につきましては、JR大和新庄駅東側の家屋が工事に伴いまして支障を受けていると、その支障を受けた金額を算定する業務となっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 竹本課長。

**竹本都市計画課長** 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの吉村委員のご質問の減額理由でございますが、こちらは今お述べの屋敷山公園の遊具であったり、噴水広場等の設計委託の請負差金でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 1問目でええからもうちょっと言うて。

吉村委員。

**吉村委員** 今繰越明許のほうにも上がっているんで、このタイミングで出てくる、なぜこのタイミングで必要なのかということも併せてお聞かせ願いたいのと、具体的にエリアですよ、多分、JR線の東側のほうだと思いますけど、そのことも含めてお願いをしたいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 場所につきましては、まず場所はJRの線の東側のほうでございまして、国鉄・坊城線の今工事したその路線に近い付近の家屋でございまして、そちらのほうが今回の工事の振動等で被害を受けているので、その分、例えば庭にクラックが入るとか、そういったものを補償するという業務を委託するもので、今回このタイミングになった理由につきましては、当初予算で計上をさせていただいていたんですけども、国の補助金の内示割れを起こしてまして、今回減額ということも視野に入れておりましたが、国の補正予算を獲得することができました。その獲得することによりまして、今回、算定業務を発注するに当たりまして積算を見直したところ、増額になったという理由でございまして、現在、執行に向けては準備はしているものの、この事業が繰越されていくということでございます。

**藤井本委員長** 2回目。

吉村委員。

**吉村委員** 2つ目。まず、今の測量設計等委託料につきましては、国の補正が獲得できたというふうなご答弁いただきましたけれども、今の話を聞いていましたら、やっぱり国の補正を積極的に早いこと、いつまでも工事を遅らせるわけにいかないんで、積極的に取っていかうというふうな姿勢なのかなというふうに聞こえたんですけども、そういうふうなことでいいのかどうか、それをお答え願いたいなというふうに思います。

それからあと、測量設計等委託料につきましては、実は当初予算のときに、当時、奥田課長が都市計画課長やったんですが、遊具の選定について聞いたときに、インクルーシブなとか、包括的なそういった遊具を選定したいというふうにおっしゃっていたんですね。幅広い年齢のお子様ができるような遊具を選定したいというふうにご答弁いただいていたんですが、これは具体的にどのようなものを選ばれたのかということを確認したいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいまの吉村委員のご質問にご回答させていただきます。

委員おっしゃるとおり、積極的に取るということで進めております。令和5年度もかなりの金額を減額したことかと思っております。それで終わるのではなく、できるだけ早期に実現ということで補正予算というふうのを積極的に取りたいと、ほかにも絡む社会資本のほうでも同じことをやらせていただいているんですけども、早期実現を目指して積極的に取り組んでおります。

**藤井本委員長** 竹本課長。

**竹本都市計画課長** 都市計画、竹本でございます。

ただいまの具体的な遊具ということでございますが、まず、昨年度の奥田課長が申してお

りましたように、今回の遊具の更新の設計に当たりましては、幅広い年齢ということで、6歳未満の幼児向けであったり、6歳から12歳の小学生向けの遊具等を選定し、可能な限り対象年齢でのエリア分けをしながら、一部は関連する部分もございしますが、そういった形で進めさせていただいております。

なお、遊具につきましては、数ある遊具等を新たに複合施設であったり、今あるもののブランコの更新というような形で考えてやらせていただきました。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 遊具につきましては楽しみにしております。この辺りは副委員長が詳しいと思いますので、また、もし何かありましたら。

それからあと、国鉄・坊城線整備事業につきましては、市民の方、早期実現を望んでおられますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。ページ数でいくと24ページになります。24ページの6款土木費、2項3目の尺土駅前周辺整備事業についてですけれども、1億1,000万余りの大きな減額理由となっています。現在の進捗状況も併せて、どういう理由かということについてお伺いたします。

それから、同じく24ページの6款2項5目の社会資本道路改良事業というところではありますが、ここでも16節のところに公有財産購入費ということで、用地購入費800万ほどの減額となっておりますが、その理由ですね。この社会資本整備事業につきましては繰越明許等もされておりますけれども、どの事業のどの用地購入予定だったのか、具体的には結構ですけど、事業の中でどういう用地なのかということ、それから、購入できなかったということの理由についてお聞かせください。

同じく社会資本道路改良事業のところですけども、21の補償補てん及び賠償金ということで補償金300万余りほどの補正があります。これはどの事業のどういう内容なのか、説明をお願いいたします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいま谷原委員のご質問にご回答させていただきます。

尺土駅前整備事業につきまして、減額金額が大きいというのは2つ原因がございまして、1つ、当初予算に計上しておりました道路の整備、橋の周辺の整備、こちらの事業が補助金の内示割れに伴いまして未執行になったと。これが約6,400万ぐらいでございまして、それともう一つはエレベーター、こちらのほうは近鉄さんとも協定を結んでおりまして、委託のほうですんで、近鉄さんとももちろん入札等で安くなったと。その2つが合わせての減額になっているんで、ちょっと大きい金額になっております。

2つ目の用地購入費、こちらのほうのまず場所のほうは新町・柳原線に係る用地でござい

ます。こちらの減額理由としましては、土地の鑑定、予算時は概算でしていたんですけれども、実際、不動産鑑定を出しますと、昨今のうちの市内も金額のほう、土地のほう下がっておりましたので、その分が下がったということございまして、進捗につきましては、こちらのほうは繰越しのほうで設定させてもらっております。次の補償等も絡むんですけれども、同じ交渉相手でございますので、土地と補償がセットで契約になりますので、交渉のほうは事前には進めてございまして、ある程度の合意形成は得ております。

次の補償のほうでございますが、こちらのほう増額、こちらのほうは補償鑑定でございまして、工事物、そここのところに建物がございまして、そちらを移転するという補償が入っております。これも新町・柳原線、同じ人物なんですけれども、その補償費が昨今の物価上昇、資材費増えております。また、人件費等もかかっておりますので、その分が再算定をしますと上がるためでございます。こちらのほうも交渉で、どうしてもセットで契約しないといかない関係で繰越しのほうを設定させていただいております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

尺土駅前周辺整備事業につきましては、補助がつかなかったということで、大きいものが今年度は見込んでいたのが予算執行できなかったということと、それからエレベーターの、いわゆる契約差金に近い形で近鉄側さんのほうで差金が出たので戻りがあったと。大きい金額でしたのであれですが、事業そのものには、補助金がつかなかったのは残念ですけども、致し方ないかなと思います。

あと、新町・柳原線の件につきましては進捗しているということで、来年度の繰越明許費にもそちらは入っているということで、了解いたしました。

**藤井本委員長** ほかに。関連。

西川委員。

**西川委員** 尺土のやつは、補助金がつかなかったということは、何で補助金がつかなかったんかというのは僕、分からないんですけど、どういうことやったんですか。詳しく教えてほしいんですけど。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** この補助金制度なんですけども、交付金という形で、市からももちろん今の道の部分もエレベーターの部分も要望させていただくんですけども、国全体での総枠がございまして、それを国が各市町村に配分されます。その関係で、尺土のほうで大体75%ほど、うちが要望した金額のつたと。先ほど吉村委員さんが言われた部分とか、谷原委員さんが言われた部分は、社会資本交付金事業の中で別の事業なんですけども、そちらのほうは約12%ほどしかついてないということになってございまして、どういう理由かというのは、国が総枠の中で各市町村に割り振るといって取られているので、我々としてもいろんな、市長も陳情も行っていただいて、できるだけ多く獲得するようにはしているんですけども、何分国のほうでの配分ということで我々は理解しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ここ、尺土駅前というのは葛城市のメインとなる事業なんで、もちろん国の細分があるというのは分かりますけども、こうやって予算を出してきてんのやったら、どうにかしていかんのかなど。市長も陳情も行ってくれたはるというのもよう分かりますねんけど、また来年度、6,400万円できんのかいということになってしまうと思うんで、尺土駅は事業としては葛城市のメインとなっていく事業なんで、そこはやっぱりきっちりと確保していくようにしていただきたいなというところは思いますね。

**藤井本委員長** 今のは要望ということでいいですか。ほかに。

増田委員。

**増田委員** 関連で、24ページ、社会資本で、今おっしゃられてたように尺土駅前の予算もしかり、それから社会資本に含まれています、非常に山麓線の渋滞対策ということで兵家・今市線の交差点の改修、これも恐らくここに入っていたと思うんですよ。6年度予算の計画の中に入っていたやつかなというふうに推測するんですけど、それも滞っていると。ほかにもたくさん土木関係の予算がつかない、国の予算がつかないということが頻繁にあるんですよ。国の予算は何かの理由で、一応予算要求した段階ではおおむね了解をいただいて、私、6年度の予算計画に上げておられると思うのに、ドタキャンじゃないですけども、国の何らかの都合でつかなくなった。私、そういうふうに思うんですよ。その理由って分かりますかね。分からないですか。勝手に言いましょうか。言わんとしまししょうか、これ。言わんほうがよろしいか。

1つは先ほど西川委員もおっしゃったように、しっかりと思いを国にいろんな形で、国会議員さんもおられるし、そういうようなところにしっかりと陳情に行ってくださいとかいうふうなことも、この解決の1つの手段としてあるのかなというふうに思うんです。市長が行っておられないと言うてるのと違いますよ。この思いをしっかりと伝えるということも大事かなというふうに私は感じます。あまりにも多いんでね、その例が。ほかの市町村も同じような状況やとは思いますが、できるだけこの葛城市の思いを伝えるような、そういう交渉といいますか、営業活動を市長にもお願いしたいなということ。偉そうに言うてすみません。

もう一つ、測量設計委託料、社会資本の345万、内容を教えてください。

**藤井本委員長** 社会資本のところやね。

西川課長。

**西川建設課長** ただいま増田委員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの少しだけ補足になるんですけども、先に、国に対してのしっかりとアピールするということではございますが、補正予算を獲得するというのも1つの方法でございますが、今までここ数年、多分取ってこなかったんですけども、補正予算を取るという行為自体が早くまちとしてはやりたいという気持ちの表れだということを示しているということで、県庁とかも取り入れている手法でございます、事務手続としてはですね。近隣市町村でも全て

が全て取っているわけではございませんでして、我々もそういった事例をまねながらできるだけ獲得には努めているということで、まず1つご報告させていただきます。

測量設計の説明でございます。増額のことについてになるかと思しますので、それと、先ほどの補助金を併せて説明させていただきます。いろいろな事業が、この社会資本というのは道路が、先ほど増田委員さんがおっしゃられたように兵家・南今市線、先ほど説明した新町・柳原線、今回新たに今まで止まっていた中道・諸楯線という部分も入れさせていただきました。その中道・諸楯線で、用地のほうで1件交渉がおおむねまとまりましたので、その土地の評価とか、そして分筆する費用、その設計費が増えたというのが主な内容でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** そうやということで質問させていただいたんですけど、やっ和中道・諸楯線、この葛城市の一番背骨といいますか、真ん中に北南に走る道路、これが若干前進してきたということで、非常に周辺の住民の方も安堵されるかなというふうに思うんです。これ、あまり具体的には聞けないんですかね。突き当たりがなくなるというふうな理解でいいんですかね。そのぐらいは答弁できますか。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 突き当たりが解消するまではいかないんですけども、少し前進するでお願いいたします。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** そういうふうな補正予算というふうに理解しています。これ、急いでおられます、周辺の方も。しっかりと前進するように、工事請負費も含めて予算よろしく願います。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

川村委員。

**川村委員** 私、確認だけしときたいんですけど、尺土駅前周辺事業の。エレベーター設置のときに、エレベーターってバリアフリー構想ということで前に説明していただいたんですけども、国の補助等の関係で、その負担とかで設置できたんですかね、その内容を。それがずっと記憶にあったので、バリアフリー構想、答弁されましたよね、以前。そこの説明をしてください。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいま川村委員の質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、その構想がありまして、その中身の一部に社会資本の関係の補助金メニューがございまして、関連として補助金のほうは獲得できておりまして、それで実施しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** ということは、ちゃんと補助はついているという認識でよろしいんですね。

分かりました。それを確認。次の予算のときもまた関連あるので、ここだけ押さえておきたかったんで。

藤井本委員長 ほかにないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 先ほどの吉村委員さんの公園のご指名ですので、一応聞いときます。僕は山麓公園も遊具をやっただいて、屋敷山公園も次というの、ずっと一般質問等で言わせていただいたのは何でかといったら、やっぱり楽しい遊具があるところ、子どもらは行ってるんですよ、親御さんが連れて。だから、葛城市にもっといい公園をという思いで伝えさせてもらって、やっとなら、山麓公園も僕の知り合いも「めっちゃええ遊具が入ってるやん」言うて行ってはる人もおるぐらいなんで、次は屋敷山公園、ぜひぜひ感じてなんですけども。今の段階でインクルーシブな遊具、なるほど、インクルーシブな遊具だって僕、なってないんですよ。本予算のほうもあると思うんでどこまで言えるか分からないでしょうけど、スケジュール感と、先ほどもブランコとかおっしゃったような気がしたんですけども、どんな公園になるかあまり分かってないんですよ。次の予算で言えますとかあるかもわからないんですけども、そのスケジュール感とどんな公園になるのかというのを、一旦補正で終わったという事業なんで、言えるところまでいいんで教えていただいたらいいかなと思います。本予算でも工事が始まるんで、あれは出てくると思うんですけども、言える範囲であればお願いしたいと思います。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの杉本副委員長のご質問で、まずスケジュール感につきましては、今回、工事費等の繰越しもさせていただいておりますけども、来年度工事につきましては、基本的に今回の設計もそうなんですけども、噴水広場の整備と遊具更新の設計委託をさせていただいてまして、昨年度、調査を再度させていただいた中で、噴水が壊れているということの優先度が高いということで、そちらの噴水広場のほうを先、来年度執行を計画しておりまして、今回の測量設計等を踏まえた遊具更新も踏まえて、今、要望額といえ、再来年度にその辺りの工事の執行になる予定と考えております。

あと、インクルーシブというところでございますが、以前の答弁ではインクルーシブ、包括的配慮というような言葉があったんですけど、その言葉の意味が私もあまり詳しくはないんですけども、申し訳ない。先ほど言うてます幅広い年齢のお子さんとかを踏まえた中での。ただ、先ほど言うた単に今あるブランコは移設して再度設置することは考えているというところで、いろんな方が遊べるように、今までコンクリート製の遊具等が多かったの、そういうのはなくした中で複合遊具とか、小さいお子さんでも遊べるようなちょっとしたそういうのも踏まえて考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 続きは来週で、予算委員会で。

川村委員。

川村委員 関連があって聞かせください。私、さっきバリアフリー構想で補助がつく言うてはって、そこから次大事なことを聞かなあかんかった。その補助があって、例えば国の負担がどんだ

けで、市と県がどんだけで、あと、これ、近鉄側が持たなあかん話とちゃうのかなと思うんですけど、3分の1、3分の1、3分の1ということやねんけど、そこはどないなってますの。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** ただいま川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃっている今回のエレベーターの部分は、あくまでも近鉄区域ではなく道路区域でございまして、道路内の事業なんで、市が施工を本来しないといけないですけども、線路のほうで電車が走ると振動しますので、その関係で近鉄に委託した関係で、近鉄に負担割合はないということで、今回このメニューはバリアフリーですんで、高い補助率で55%が国でございまして。45%が市となっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** ということは、バリアフリー構想というところの補助率とは当てはまらないものを使っているということですか。今55と45やったら、普通は3分の1、3分の1、3分の1と違うのかなと思うんやけど。そこは何か違うメニューに変えたわけかな。ちょっと説明。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 委員おっしゃるようにいろんな補助メニューがあるんですけども、我々土木のほうの、国土交通省の管轄する社会資本総合整備事業という交付金のほうを活用しておりますので、今の割合になっております。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 1点質問をさせていただきます。25ページになります。6款4項3目の公園施設長寿命化対策支援事業に関わって、14節の工事請負費80万円ほど計上されています。今、年度末ですので、年度内に終わる簡単な工事で80万なのか、これは2番目の質問になりますけども、6ページのところに繰越明許費補正が上がっておりますけれども、ここでも6款土木費の4項の都市計画費のところ、同じく公園施設長寿命化対策支援事業、2,400万余り、繰越しというふうになっていますね、繰越明許ということになっているんです。1つは、この80万がどういうものなのか。年度内で執行予定なのか。2つ目は、この繰越明許費の中で、国鉄・坊城線とか社会資本道路改良事業についても繰越明許があるのは、先ほど来からあるように、用地の取得とか補助金がつく、つかないがあって、繰越しになるのは例年、たくさん繰越されているのは分かるのでいいんですが、公園の長寿命化対策支援事業というのは年度内に終わらなかったということだろうと思うんですね。だから、これがどういう繰越しなのかということを、この繰越しの内容について少し教えていただけたらと思います。

**藤井本委員長** 竹本課長。

**竹本都市計画課長** 都市計画課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員のご質問ですが、この80万の増額補正でございますが、基本的に今年

度も長寿命対策支援事業として、国の補助金を活用して設計なり工事を進めてきました中で、設計のほうが一旦見込みで減額させていただいてまして、全体の今年度の補助金のほうの分で、それを有効に活用するために、今現在の工事請負残では2,300万ほどの執行残でございまして、それでしたら補助金対象事業費としては2,405万7,000円になりますので、それを有効に活用するために工事費を増額80万させていただいて繰り越した上で、来年度、補助金の執行をする予定ということで、増額80万で繰り越してやる工事となっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** この公園施設の長寿命化対策支援事業については、補助金が今についている、この年度末でついたら。それでこの2,400万余りのお金プラス80万ということで繰り越しているというふうに聞こえたんですけど、お願いします。

**藤井本委員長** 竹本課長。

**竹本都市計画課長** 都市計画課、竹本です。

説明不足でごめんなさい。当初についている内示額の補助金を活用しました中で、測量設計並びに、今年度工事としましては、新町公園のフェンスの更新工事をさせていただいた中での請負残の工事費が2,300万ほどございまして、補助金の対象事業費が80万ほど残りますので、その分を有効に活用して補助金を執行するために工事費を増額した中で、繰越事業で執行するという事です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 確認なんですけど、補助金は内示額がもう出たということやからつくということですよ。だから、それを年度を越して補助金の執行というのができるんかどうかなんかというの疑問に思ったから、僕もよく分からないんですけども、これで時間を取るようやったら後で聞きに行きます。分かるように教えてください。

ただ、先ほどあるように、公園事業を進めてほしいという強い要望がある中でこの繰越しがあるので、その中身について執行状況も含めてどうなのかということも聞いたかったです。だから、今では補助金は内示額が下りていると。下りているから、それで来年度繰越して執行しますよということだというふうに理解したんですけども、その分が80万の差額があるので、こちらから余分に出せば有効に補助金全額が使えるというふうに理解したんですけど、それでいいのかなんか。

**藤井本委員長** 有効に使うために。

(「そうです」の声あり)

**谷原委員** 補助金については年度を越えてもいいわけですね。この補助金について、そういう条件でオーケーということで。

**藤井本委員長** そっちでははい言わないで、ちゃんと答えて。

竹本課長。

**竹本都市計画課長** 都市計画課、竹本です。

説明不足で申し訳ないです、何度も。要は、当初についている内示の補助金を有効に活用

するということで、国費の補助金のほうも同じく繰り越して対応するというので、有効活用するということでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** ご苦労さまでした。

ほかに。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 質疑ないようですので、歳出の7款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、しばしの暫時休憩を行います。

休 憩 午後2時03分

再 開 午後2時05分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の8款、10款、11款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 私からは2つ、27ページが1つと28ページ1つお願いします。

27ページのほうなんですけど、8款教育費の2項1目学校管理費、14節工事請負費の1億7,257万2,000円の分なんです。繰越明許費のほうに1億7,570万3,000円で、なぜか1,000円違って計上されているんですけど、どのような工事か、全体の内容ですね、これについてお答えを願いたいと思います。それが1つです。

それからあと、28ページの教育費、4項1目18節負担金補助及び交付金ということで、施設型給付費ということですね。これは認定こども園とか幼稚園とか保育所などの施設に対して、国とか自治体が支給する公的な補助金のことだと思います。財源は国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1かな、間違っていたらお答えいただきたいんですけど、この増額の理由、幾つかあるかと思うんですけど、人事院勧告による人件費のアップも含まれているのではないかと思います。この増額の理由について、こういった理由でということをお教え願えたらと思います。

**藤井本委員長** 以上2点。葛本課長。

**葛本教育総務課長** 教育総務課の葛本です。よろしく願いいたします。

それでは、まず小学校費、管理事業費の工事請負費1億7,257万2,000円につきまして回答させていただきます。こちらですが3つの事業を新規に追加するものです。1つ目に、新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事のうち、令和6年度の国庫補助金前倒しに係る費用として1億4,557万2,000円を、2つ目に、新庄北小学校の門扉に電磁ロックを整備する学校施設防犯対策工事について197万5,000円を、3つ目に、當麻小学校の図書室及び職員室、校長室の老朽化した空調設備の更新工事について2,502万5,000円を、合わせて1億7,257万2,000円を追加させていただくものになっております。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

施設型給付費の件でございますけれども、私立幼稚園、私立認定こども園等へ支払うもので、令和6年12月27日付の人事院勧告に伴い、公定価格における人件費の改定がございましたので、令和6年4月に遡って引き上げられることによる増額となっております。このうち補助対象経費が466万円になりまして、そこからまた負担割合とかがあるんですけれども、国庫の負担金として2分の1で196万円、県費の交付金として4分の1で98万円、県費の補助金として37万円が歳入のほうで予算を組んでおります。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 工事請負費、最初のほうの1億7,257万円については新庄小学校と、それから新庄北小学校と當麻小学校のそれぞれの分ということで承知しました。これを今のタイミングで補正を上げる理由、これについて確認をしておきたいと思えます。

それから、もう一つの施設型給付費については、理由については人事院勧告による人件費のアップというのが理由だというふうな理解でいいのかどうか、それを再確認だけお願いします。

**藤井本委員長** 葛本課長。

**葛本教育総務課長** 教育総務課、葛本です。

このタイミングで補正させていただく理由といたしましては、いずれの事業にいたしましても国の交付金の対象事業になりまして、国の補正予算に合わせて前倒しして予算化することで、より有利な財源確保により事業を進めるために、補正予算に計上するものでございます。当該事業分につきましては全額を繰り越しまして、令和7年度に執行させていただきます。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 学校教育課の森本でございます。

増額の理由なんですけれども、人事院勧告に伴う人件費の改定部分を計算したのと、あと、利用実績によりまして、予算としては9.1%の増額という形となっております。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。施設型給付費については利用実績も入っていますよということで、それから、工事請負費も国の補正に伴うものだというので、両方とも理解いたしました。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** 今、吉村委員が少し触れられたので、先ほど私、質問したこともありますので確認なんですけれども、27ページの8款2項の1目小学校管理費の14節の工事請負費ですけれども、この金額と、8款教育費、2項小学校費、6ページのところの繰越明許費、差がちょっとあるんですけれども、つまり今年度、若干事業をできずに繰り越したことがあるということの金額の上乗せかと思うんですけれども、その理由についてお聞かせ願えますでしょうか。そ

の内容をお願いします。

**藤井本委員長** 葛本課長。

**葛本教育総務課長** おっしゃっていただいていますのが6ページの繰越しの部分でございます。こちらの小学校費の分が1億7,570万3,000円と、今27ページで見いただいています工事請負費のほうが1億7,257万2,000円、その上段でございます測量設計等委託料、こちらが新庄小学校のほうの工事管理業務の部分になりますが、この部分につきましても補助金の対応のために前倒しで計上させていただいております。この額を合わせますと繰越しの額になるということになります。よろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えをするために、暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休 憩 午後2時14分

再 開 午後2時30分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第31号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第31号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,612万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,210万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。1款総務費、1項総務

管理費、1目一般管理費の10節需用費で4万円の減額、同じく12節委託料で264万5,000円の減額でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査手数料の11節役務費で243万8,000円の減額でございます。3款1項1目国民健康保険事業費納付金の18節負担金補助及び交付金で2,305万4,000円の減額、5款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金の24節積立金で205万5,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、4ページの歳入をお願いいたします。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分で100万円の減額、同じく3節介護納付金分現年課税分で300万の追加でございます。3款国庫支出金、1項国庫支出金、1目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金で712万6,000円の追加、同じく3目1節災害時臨時特例補助金で2万6,000円の追加でございます。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金で245万9,000円の減額、同じく2節特別交付金で981万1,000円の減額、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で808万3,000円の追加でございます。同じく6款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金で4,062万1,000円の減額、5ページをお願いいたします、7款1項1目繰入金の1節前年度繰越金で953万4,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ありがとうございます。ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 1点だけ聞かせていただきます。4ページの1款1項1目の3節になりますけれども、介護納付金現年課税分が増額となっております。これは医療課税分については減額になっているんですけども、この増額の理由、これはなぜなのかお聞かせ願えないでしょうか。

**藤井本委員長** 増井課長。

**増井保険課長** 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

介護納付金現年度課税分の300万円の増額についてです。令和6年度の予算を作成する時点に比べますと、6年の10月時点で所得階層の比較的高い方の世帯が増加しておりまして、それによって所得割額が増となっております。それで、300万円の増額となっております。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 所得割額が増えたということではありますが、そうすると、上の医療給付費分の現年課税分がマイナス100万になっておりますので、こちら辺はどういうふうに理解したらいいんか私も分かりにくかったです。賦課の税がたくさんになる。所得があればたくさん税金が増えるということですけど、なぜこれ、医療給付分のほうが減額になっているのは、教えていただけますでしょうか。

**藤井本委員長** 増井課長。

**増井保険課長** 医療費分の100万円の減額についてです。医療費分については被保険者数、世帯数が減っておりまして、均等割額と平等額が減となったもので100万円の減額となっております。

**藤井本委員長** 谷原委員。

谷原委員 分かりました。要は、所得割、均等割、平等割という3つかかるから、その中で世帯数が減るのでこういう数字になると。介護給付は全部じゃないですもんね。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第33号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第33号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,420万1,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節負担金補助及び交付金で319万9,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、4ページの歳入をお願いいたします。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で319万9,000円の減額でございます。負担金の確定による補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第32号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第32号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。歳入予算の補正(第1号)でございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるしております。

2ページ、第1表をお願いいたします。歳入予算補正で、1款分担金及び負担金、1項負担金で438万7,000円の増額、3款繰入金、1項他会計繰入金で同額の438万7,000円の追加となり、歳入総額につきましては、増減なしの4億7,653万9,000円でございます。

今回の補正内容につきましては、保護者からの給食負担金において、当初の見込額よりも少なくなったことに伴い減額とし、減額となった給食負担金では、歳出での給食材料費が不足することから、一般会計から繰入れを行うものでございます。

歳入歳出事項別明細書3ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目教育費負担金、1節学校給食負担金で438万7,000円の減額、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、同額の438万7,000円を追加するものでございます。

説明は以上となります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** 一般会計補正予算のほうで聞こうかと思ったんですけど、こちら、歳入だけになってしまっているの、申し訳ないです。分かりにくいところなんです。だから、分かりにくいので、

そちらを見てしまいまして申し訳ないです。2ページの他会計繰入金ということで、補正額が減額補正ということになっているわけですが、食料材料費の関係で、本来は上がっている、その分を負担して、ほかの関係でいろいろあってこの減額になっているんですけど、議論しにくいのであれなんですが、食材費としては幾ら補正になっているのかということをお聞きしたいんです。繰入金というのはいろんな繰入金がありますから、減額されたのもあるし増額されたのもあって、1つになって出ていますので分かりにくいので、私、一般会計のほうでお聞きしたかったんですけども、幾ら食材費がかかっているのか。一般会計補正予算のほうにありますので、食材費が一体どれぐらいの負担になってきているのかということについてお伺いしたいと思います。

2つ目は、それが当初予算と比べて、当初予算で食材費これぐらい考えていたけれども、年度途中からの米代なんかもすごく上がりましたから、一体それが全体でどれぐらいの補正として増額になっているのか。

この2点をお聞かせ願いたいんです。よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、438万7,000円の繰入金の内訳としましては、学校給食の負担金の減額分について繰り出すものなんですけれど、こちらにつきましては、もともと来年度の児童・生徒の見込人数により……。

(発言する者あり)

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** こちらの中心については負担金の減額をそのまま……。

(発言する者あり)

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 原材料費としては、そのまま同額を繰り入れるような形になります。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 食材費は一切関係ないと。負担金の減額分だけがここに補正で上がっているというふうには聞こえたんですけども、それについて。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** すいませんでした。こちらの額は、基本的には全額食材費に充てる予定をしております。

**藤井本委員長** 暫時休憩をいたします。調整してください。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後2時52分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

谷原委員の質疑から再開をいたします。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。2ページの歳入のところ、2款繰入金、他会計繰入金ということ

で30万、補正で438万7,000円の補正額になっていますけど、これは給食食材費の高騰分とかいうことは関係ないというふうなことで、入っているかどうかお願いします。これはどういうものなのかということをお願いします。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 学校教育課の森本でございます。

こちらにつきましては、保護者からの負担金が当初の見込人数より実質人数が少なくなるということで、負担金をまず減額をさせていただきます。その分、原材料費も減らせばいいのですが、原材料費につきましては保護者からの負担金でなくて公費による負担も入れている状況で、提供する食数が見込みを下回っても歳出予算が不足するというので、同額を一般会計から繰入れをさせていただくということでございます。当初からの材料費の増額分につきましては、こちらの438万7,000円と、12月に補正させていただいた307万円、合わせまして739万4,000円が原材料費の分になります。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。要は生徒数が減っている分だけ、その分を負担金として一般会計から繰り入れることで、給食特別会計についての運営ができるようにしようということでしたらいただいていると。ありがとうございます。

それで、今気になったのは食材費のほうなんですけれども、気になるのは食材費はこの間、お米代も含めて非常に高騰しているということで、これが足りるのかなという、補正でここへ入ってないわけだから、今回の補正にはですね、足りるのかなと思ったんですが、それは12月時点の補正で見込みとしてはいけると、年度末までいけるということでよろしいんでしょうか。というのは、私が懸念しているのは、食材費が上がります。そしたら、普通の家計だったら、要は献立を変えて、牛肉にするところを鶏肉にするとか、要は食材のあれをいろいろ下げて予算に収めるいうことをしますわね。だから、運営上、最初の献立をできるだけ維持しながら工夫して、足らなかつたら一般会計からも補正でいただくという、二通りやり方がありますよね、食材費が上がったときに。そこら辺が私も少し気になって、今回補正予算で食材費のほうが出てこなかったものですから、頑張っってやりくりしながら12月の補正でいけるということなのであればそれで結構なんですけど、そこら辺の見通し、見込み、献立についての考え方等もお聞かせ願えたらありがたいです。

**藤井本委員長** 森本課長。

**森本学校教育課長兼学校給食センター所長** 学校教育課、森本でございます。

給食の献立につきましては、いつも申し上げておるんですけど、質、量を落とすことなく提供するように努めております。予算につきましても、12月に補正させていただいた分で今年度は賄えると考えております。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** どうもありがとうございます。育ち盛りの子どもたちなので、落とさずに、それでやっていただけるということで、12月補正でもいけるということですので安心しました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 見込み違いって何人、普通の計算したら100人ぐらい見込み違いのような気がするんやけど、どれぐらい。単純な割り算をしていったら、生徒数100人ぐらい間違っってやなこんな金額にならへんような気がするんけど、そんだけも見込み違うんかなとめっちゃ思ったんですけど、その辺はどうでしょう。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 森本でございます。

見込みの人数なんですけれど、もともと人口が微増していることや転入による増加も考えられることから、給食材料費に不足がないようにするために、例年、現行の児童・生徒数よりも多少余裕を見越した人数で予算を計上させていただいております。この歳出の予算の人数を基に、歳入のほうの予算の負担金も計算を行っております。今回決算を見込ませていただいたところ、実数よりも少ないということで今回補正させていただくこととなりました。今まで同様の予算組み自体は行っておったんですけど、このような補正がなかったんです。この理由としましては、最近では地方創生の臨時交付金で給食費の無償化等がございましたので、そこで相殺ができていたり、あと、負担金の不足額以上に不用額も出ていた、そういうこともあったのかなと考えております。

ただし、今後の予算の組み方といたしましては、もう少し実数に近づけるような予算組みをしていかなければならないなというところで、そこは改善していきたいと考えております。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 単純に何人ぐらい見誤っていたんかって教えていただきたいんです。今のはそうでしょうという感じはしますし、中身も分かったような分からんような感じやったんですけども、多く見過ぎじゃないのって思ったんですよね、単純に。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校の規模にもよるんですけど、学校当たり1学年1人または2人を見込んでおります。

藤井本委員長 余裕を持って多い目に予定したけども、それだけ増えなかったということやね。

勝眞部長。

勝眞教育部長 100人当たり多いというふうに、数字で聞いたら多いかもしれないんですけども、小学校でしたら全クラスで80クラスあると。1クラス1人と見込んでも、それぐらいの数字にはなるんです。中学校にしましても、全部のクラスで30クラスになります。それを1クラス当たり1人というふうに見込みますと、普通に100人ぐらいはあるという計算になります。以上です。

藤井本委員長 皆、分かってくれましたね。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 討論ないようですので、討論を終結します。

これより議第32号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えをいたしますので、しばし休憩をいたします。

休 憩 午後3時01分

再 開 午後3時01分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第34号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第34号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、原水不足による県営水道受水費の追加、不用額の減額などを行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業収益、2項営業外収益で239万6,000円を追加し、水道事業収益の総額を8億1,391万円とし、1款水道事業費用、1項営業費用で341万円を追加し、水道事業費用の総額を8億1,468万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、1款資本的支出、1項建設改良費で3,400万円を減額し、資本的支出の総額を4億7,882万9,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億58万9,000円を4億6,658万9,000円に改め、記載のとおり補てん財源の補正を行います。

詳細につきまして補正予算明細書におきましてご説明申し上げますので、14ページまでお進みください。1款水道事業収益、2項営業外収益、4目雑収益で516万7,000円の追加でございます。主なものといたしまして、水質検査センター組合の解散による財政調整基金の配分金でございます。5目消費税及び地方消費税還付金で277万1,000円の減額でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で341万円の追加でございます。追

加する予算は、県水の受水量増に伴います受水費の増額でございます。2目配水及び給水費で68万9,000円の追加でございます。

15ページに移りまして、1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備費で3,100万円の減額、4目固定資産購入費で300万円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** お願いします。14ページになります。補正予算明細書のほう、その収益的支出の1款1項1目の34受水費ということで1,287万円余り、県水受水量増に伴う増額とあります。最終的にこの補正段階で出てきていますけれども、1つは、これで県水と自己水の割合、これがどういうことになるのかということについてお伺いしたいと思います。年度当初の見込分との違い等もありましたら教えてください。

**藤井本委員長** 奥田課長。

**奥田水道課長** 水道課の奥田です。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問です。県水受水に伴います受水割合、これにつきまして回答させていただきたいと思えます。

まず、当初予算につきましては、契約水量としましては127万トンを見ておりました。これに対しましての令和6年度当初予算におけます年間配水量ですけれども、457万6,000トンに対します受水割合に対しましては27.7%となります。また、予算におきましては、予備で20万トン見ておきまして、147万トンに対します県水受水割合につきましては32.1%を見込んでおりました。このたびの補正に係ります受水割合です。今回は160万トンに対する受水割合ですけれども、34.9%の県水の受水割合となります。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** かなり県水の割合が高くなってきているわけですが、これについてはまた予算のほうもございしますので、お聞きだけしておきます。ありがとうございます。

**藤井本委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 質疑ないようですので、質疑終了します。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 討論ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 討論ないようですので、討論も終了いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第35号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第35号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、不用額の減額と、それに伴います消費税の追加を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、1款下水道事業収益、2項営業外収益で176万6,000円を追加し、下水道事業収益の総額を11億9,907万円とし、1款下水道事業費用、2項営業外費用で183万7,000円を追加し、下水道事業費用総額を11億9,549万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、1款資本的収入、1項企業債で1,540万円を減額、4項補助金で472万8,000円を減額し、資本的収入の総額を4億4,403万5,000円とし、1款資本的支出、1項建設改良費で2,019万9,000円を減額し、資本的支出の総額を7億8,038万6,000円とするものでございます。

また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,642万2,000円を3億3,635万1,000円に改め、記載のとおり補てん財源の補正を行います。

3ページに移りまして、第4条、他会計からの補助金におきまして、5億2,327万8,000円を5億2,504万4,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書を用いてご説明申し上げます。14ページまでお進み願います。まず、収益的収入及び支出でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で176万6,000円の追加でございます。1款下水道事業費用、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税で183万7,000円の追加でございます。

15ページに移りまして、資本的収入及び支出についてでございます。1款資本的収入、1項1目企業債で1,540万円の減額、4項補助金、1目国庫補助金で472万8,000円の減額でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で1,021万6,000円の減額、2目流域下水道建設負担金で998万3,000円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** 質疑ないようですので、質疑終了いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、これより議第35号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました補正予算に関する議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結をいたします。

今日は9時半に始まりまして、非常に活発なご意見をいただきましたことに私からも感謝を申し上げて、この委員会、予算特別委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時13分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩